

■新旧対応表（第 1 章）

新	旧
(P.50) 1 長崎市の文化財 (1) 長崎市の文化財の状況 長崎市は、大陸に近いという立地的特性から、古くから海を介した交流が行われ、海外文化を受け入れながら、独自の文化を育んできた。長崎市内には、海外との交流の足跡や、交流のなかで培われた独特の文化、そして特色ある歴史を示す多種多様な文化財が分布している。文化財の特色について、主に下記の点が挙げられる。 ①16 世紀末の長崎開港から、ポルトガルとの交流による南蛮文化やキリスト教文化の流入と受容を示すもの。 ②江戸時代に中国とオランダに開かれた窓口として様々な海外文化を受け入れ、幕府直轄領を中心に独自の文化を形成していったことを示すものや、各藩領において地域特有の文化が形成されたことを示すもの。 ③西洋の科学技術や情報の窓口として、我が国の近代化に大きく貢献したことを示すものや、幕末の開国後に設置された外国人居留地を中心とした、海外との交流を示すもの。 ④原爆被災の惨状を伝え、平和都市としての国際的な平和発信を示すもの。 令和 8 年（2025）1 月時点で長崎市の文化財は、国指定・選定の文化財 52 件、国認定の文化財が 4 件、国登録の文化財が 32 件あり、県指定文化財 70 件、市指定文化財 129 件の計 287 件が所在している。また。記録作成等の措置を講ずべき無形文化財 1 件及び記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 4 件が国の選択を受けている。	(P.50) 1 長崎市の文化財 (1) 長崎市の文化財の状況 長崎市は、大陸に近いという立地的特性から、古くから海を介した交流が行われ、海外文化を受け入れながら、独自の文化を育んできた。長崎市内には、海外との交流の足跡や、交流のなかで培われた独特の文化、そして特色ある歴史を示す多種多様な文化財が分布している。文化財の特色について、主に下記の点が挙げられる。 ①16 世紀末の長崎開港から、ポルトガルとの交流による南蛮文化やキリスト教文化の流入と受容を示すもの。 ②江戸時代に中国とオランダに開かれた窓口として様々な海外文化を受け入れ、幕府直轄領を中心に独自の文化を形成していったことを示すものや、各藩領において地域特有の文化が形成されたことを示すもの。 ③西洋の科学技術や情報の窓口として、我が国の近代化に大きく貢献したことを示すものや、幕末の開国後に設置された外国人居留地を中心とした、海外との交流を示すもの。 ④原爆被災の惨状を伝え、平和都市としての国際的な平和発信を示すもの。 令和 4 年（2022）2 月時点で長崎市の文化財は、国指定・選定の文化財 50 件、国認定の文化財が 4 件、国登録の文化財が 32 件あり、県指定文化財 69 件、市指定文化財 131 件の計 286 件が所在している。また。記録作成等の措置を講ずべき無形文化財 1 件及び記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 4 件が国の選択を受けている。

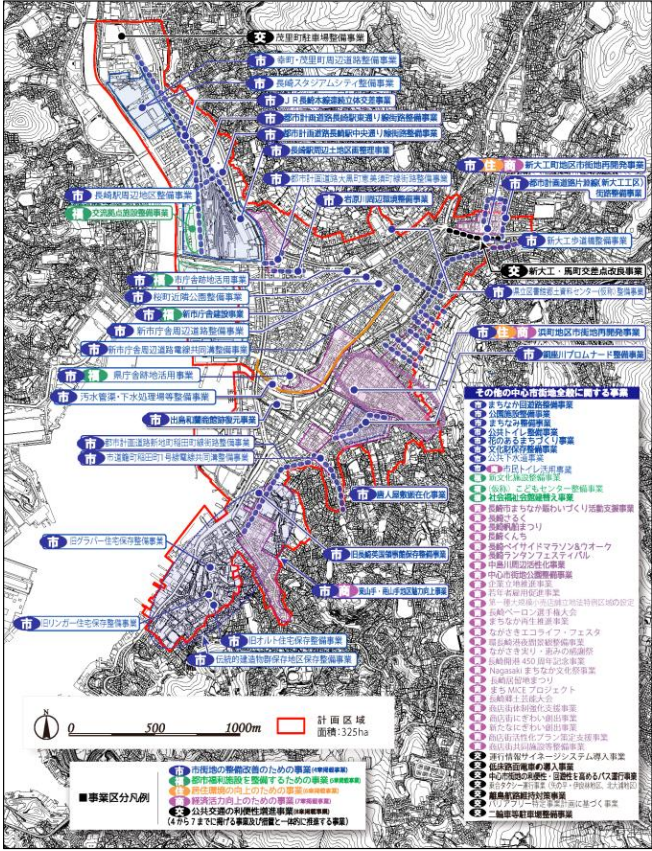
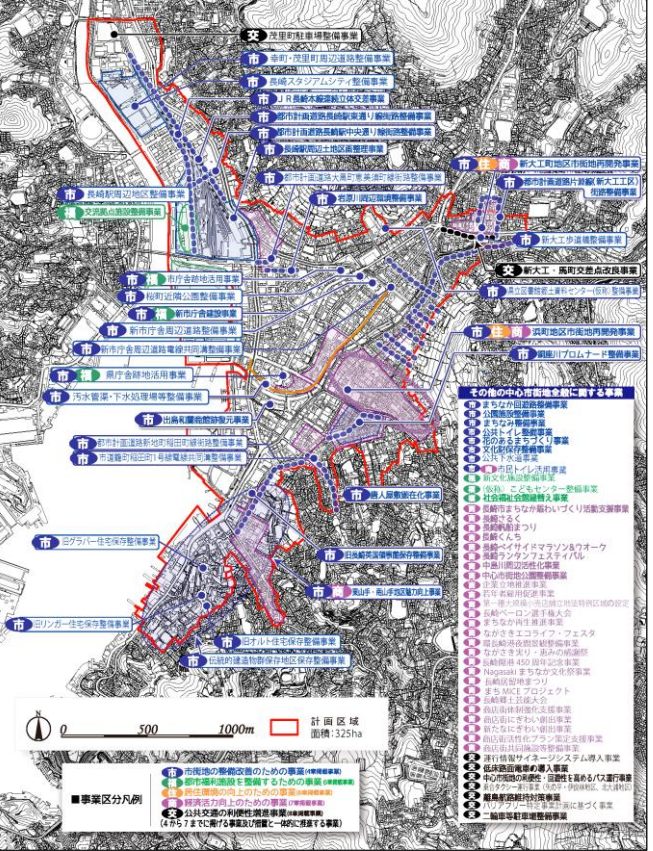
■新旧対応表（第 1 章）

新								旧							
(P.51)								(P.51)							
種類		国				県	市	種類		国				県	市
		指定	選定	認定	登録	指定	指定			指定	選定	認定	登録	指定	指定
有形文化財	建造物	25	－	－	30	10	13	有形文化財	建造物	25	－	－	30	9	14
	絵画	4	－	4	－	9	3		絵画	4	－	4	－	9	3
	彫刻	1	－	－	－	5	1		彫刻	1	－	－	－	5	1
	工芸品	－	－	－	－	5	18		工芸品	－	－	－	－	5	18
	書跡・典籍	1	－	－	－	2	9		書跡・典籍	1	－	－	－	2	9
	古文書	1	－	－	－	1	2		古文書	－	－	－	－	2	2
	考古資料	－	－	－	－	2	－		考古資料	－	－	－	－	2	－
	歴史資料	4	－	－	1	2	5		歴史資料	4	－	－	1	2	5
無形文化財		1	－	－	－	2	－	無形文化財		－	－	－	－	2	－
民俗文化財	有形の民俗文化財	－	－	－	－	1	7	民俗文化財	有形の民俗文化財	－	－	－	－	1	7
	無形の民俗文化財	1	－	－	－	5	7		無形の民俗文化財	1	－	－	－	5	7
記念物	遺跡	9	－	－	－	13	41	記念物	遺跡	9	－	－	－	13	41
	名勝地	－	－	－	1	1	1		名勝地	－	－	－	1	1	1
	動物、植物、地質鉱物	2	－	－	－	12	22		動物、植物、地質鉱物	2	－	－	－	12	23
文化的景観		－	1	－	－	－	－	文化的景観		－	1	－	－	－	－
伝統的建造物群		－	2	－	－	131	－	伝統的建造物群		－	2	－	－	131	－
合計		49	3	4	32	70	129	合計		47	3	4	32	70	131
長崎市の文化財件数（令和 8 年（2026）1 月時点）								長崎市の文化財件数（令和 4 年（2022）2 月時点）							
記録作成等の措置を講ずべき無形文化財 1 件 明清楽（県指定無形文化財）								記録作成等の措置を講ずべき無形文化財 1 件 明清楽（県指定無形文化財）							
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 4 件 竜踊（県指定無形民俗文化財） 野母の盆踊（県指定無形民俗文化財） 竹ン芸（市指定無形民俗文化財） 手熊・柿泊のモットモ								記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 4 件 竜踊（県指定無形民俗文化財） 野母の盆踊（県指定無形民俗文化財） 竹ン芸（市指定無形民俗文化財） 手熊・柿泊のモットモ							
※備考 記録選択されている文化財には県指定・市指定の文化財と重複するものがある。								※備考 記録選択されている文化財には県指定・市指定の文化財と重複するものがある。							

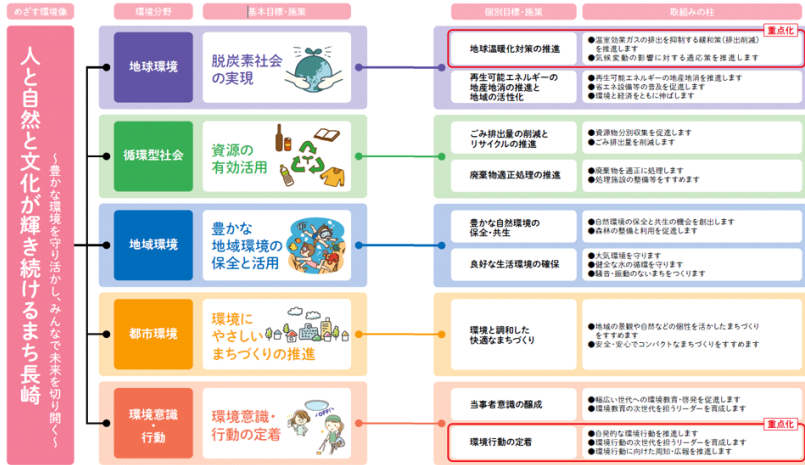
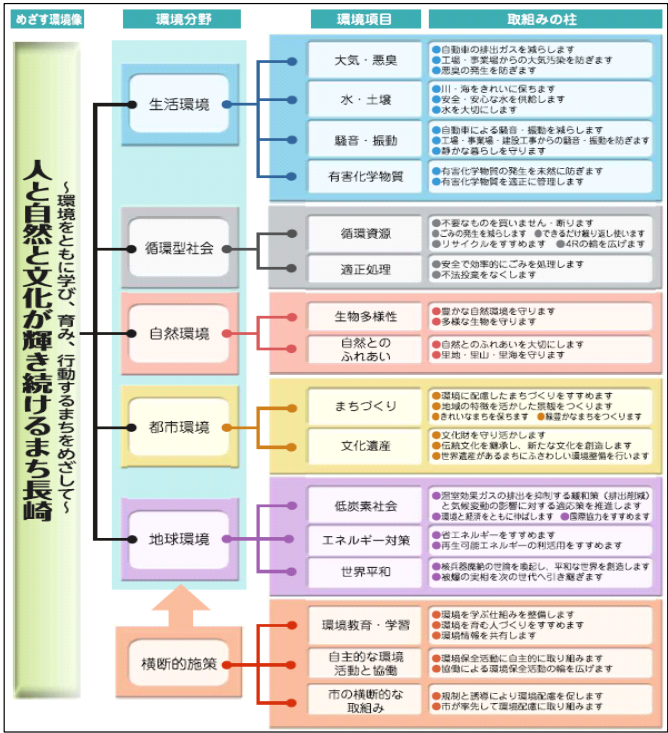
■新旧対応表（第3章）

新	旧
(P.161) エ 長崎市立地適正化計画（令和 6 年（2024）3 月改訂） 人口減少や高齢化が進むなか、住民が安心して快適に暮らせるよう、また、持続可能な都市経営を可能にするため、平成 26 年（2014）5 月に「都市再生特別措置法」が改正された。これを受けて、長崎市は居住機能や商業、医療、福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な計画である「長崎市立地適正化計画」を策定して、積極的にコンパクトシティの形成を推進することとしている。 「快適で暮らしやすい居住地を形成する都市づくり」を目標のひとつとして、「歴史的価値のあるまちなみは、世代を超えて歴史ある空間を引き継いでいきます。」としている。 配置イメージ 断面イメージ 長崎市立地適正化計画のイメージ	(P.161) エ 長崎市立地適正化計画（平成 30 年（2018）4 月策定） 人口減少や高齢化が進むなか、住民が安心して快適に暮らせるよう、また、持続可能な都市経営を可能にするため、平成 26 年（2014）5 月に「都市再生特別措置法」が改正された。これを受けて、長崎市は居住機能や商業、医療、福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な計画である「長崎市立地適正化計画」を策定して、積極的にコンパクトシティの形成を推進することとしている。 「快適で暮らしやすい居住地を形成する都市づくり」を目標のひとつとして、「歴史的価値のあるまちなみは、世代を超えて歴史ある空間を引き継いでいきます。」としている。 配置イメージ 断面イメージ 長崎市立地適正化計画のイメージ

■新旧対応表（第3章）

新	旧
(P.169) コ 長崎市中心市街地活性化基本計画（第2期）（令和2年（2020）3月認定） 国においては、都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき内閣総理大臣の認定の下に、法律・税制上の特例や支援措置を設けている。 これまで長崎市中心市街地活性化基本計画（第1期）（平成27年（2015）4月～令和2（2020）年3月）に取り組んできたが、人口の社会減の深刻化といった都市の課題が新たに顕在化してきたことなどから、引き続き、国からの支援を受けるため、第2期計画（令和2年（2020）4月～令和8（2026）年3月）を策定し、令和2年（2020）3月に内閣総理大臣より認定された。 この認定に基づき、様々な支援措置を活用しながら、中心市街地の活性化を図っていく。  長崎市中心市街地活性化基本計画の実施事業	(P.169) コ 長崎市中心市街地活性化基本計画（第2期）（令和2年（2020）3月認定） 国においては、都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき内閣総理大臣の認定の下に、法律・税制上の特例や支援措置を設けている。 これまで長崎市中心市街地活性化基本計画（第1期）（平成27年（2015）4月～令和2（2020）年3月）に取り組んできたが、人口の社会減の深刻化といった都市の課題が新たに顕在化してきたことなどから、引き続き、国からの支援を受けるため、第2期計画（令和2年（2020）4月～令和7（2025）年3月）を策定し、令和2年（2020）3月に内閣総理大臣より認定された。 この認定に基づき、様々な支援措置を活用しながら、中心市街地の活性化を図っていく。  長崎市中心市街地活性化基本計画の実施事業

■新旧対応表（第3章）

新	旧
(P.171) シ 長崎市環境基本計画（令和4年（2022）2月策定） 長崎市の他都市に類を見ない豊かな環境を将来の世代に引き継ぐため、平成11年（2000）9月に、環境の保全と創造に向けた取組みを進めることを目的とする「長崎市環境基本条例」を制定した。また、平成12年には「長崎市環境基本計画」、平成23年には「長崎市第二次環境基本計画」を策定し、市民・団体、事業者、市役所が一体となって環境保全に関する取組みをすすめてきた。 近年ではプラスチックごみによる海洋生態系への被害や豪雨などの深刻な気象災害が多発し、気候変動の影響への関心の高まりとともに、一人ひとりの具体的な環境行動が求められるようになっていく。このような現状や社会情勢の変化を踏まえ、令和4年2月に「長崎市第三次環境基本計画」を策定し、「地球環境」「循環型社会」「地域環境」「都市環境」「環境意識・行動」分野において、「豊かな環境を守り活かし、みんなで未来を切り開く」ことをテーマに、「地球温暖化対策の加速」と「一人ひとりの環境行動の定着」を重点化方針として、「人と自然と文化が輝き続けるまち長崎」の実現を目指すこととしている。 このうち「都市環境」の環境分野においては、地域の景観や自然などの個性を活かしたまちづくりをすすめることとしており、夜景の魅力向上や歴史的建造物の保存・活用などを進めている。  長崎市環境基本計画の取組み体系図 この図は、長崎市環境基本計画の取組み体系を示しています。左側には「人と自然と文化が輝き続けるまち長崎」という目標があり、その下に「豊かな環境を守り活かし、みんなで未来を切り開く」という副目標があります。中央には「環境分野」があり、5つの分野（地球環境、循環型社会、地域環境、都市環境、環境意識・行動）が示されています。右側には「環境項目」と「取組みの柱」が示されています。環境項目は、大気・悪臭、水・土壌、騒音・振動、有害化学物質、循環資源、適正処理、生物多様性、自然とのふれあい、まちづくり、文化遺産、低炭素社会、エネルギー対策、世界平和、環境教育・学習、自主的な環境活動と協働、市の横断的な取組みなどです。取組みの柱は、環境をともに学び、育み、行動するまちをめざして、というテーマがあり、環境分野、環境項目、取組みの柱の3つの柱が示されています。	(P.171) シ 長崎市環境基本計画（平成29年（2017）2月改訂） 長崎市の他都市に類を見ない豊かな環境を将来の世代に引き継ぐため、平成11年（2000）9月に、環境の保全と創造に向けた取組みを進めることを目的とする「長崎市環境基本条例」を制定した。平成12年（2001）3月には、これらの取組みを総合的かつ計画的に進めるため、「長崎市環境基本計画」を策定し、平成19年（2007）9月には、計画の改訂を行った。 平成23年（2011）3月に「長崎市第二次環境基本計画～環境をともに学び、育み、行動するまちをめざして～」を策定し、ごみの集団回収や資源ごみの収集品目の追加等によるごみ排出量の削減や、浄化槽及び下水道の普及等による河川・海域の水質改善など、市民・市民団体・事業者と市が一体となって環境保全に関する取組みを進めている。計画策定から5年を経過し、その間の東日本大震災を契機とした国のエネルギー政策の転換などの社会情勢の変化に対応するため、平成29年（2017）2月に見直しを行った。 「まちづくり」「文化遺産」を環境項目として設定し、取組みを進めることとしている。  長崎市環境基本計画の取組み体系図 この図は、長崎市環境基本計画の取組み体系を示しています。左側には「人と自然と文化が輝き続けるまち長崎」という目標があり、その下に「環境をともに学び、育み、行動するまちをめざして」という副目標があります。中央には「環境分野」があり、5つの分野（生活環境、循環型社会、自然環境、都市環境、地球環境）が示されています。右側には「環境項目」と「取組みの柱」が示されています。環境項目は、大気・悪臭、水・土壌、騒音・振動、有害化学物質、循環資源、適正処理、生物多様性、自然とのふれあい、まちづくり、文化遺産、低炭素社会、エネルギー対策、世界平和、環境教育・学習、自主的な環境活動と協働、市の横断的な取組みなどです。取組みの柱は、環境をともに学び、育み、行動するまちをめざして、というテーマがあり、環境分野、環境項目、取組みの柱の3つの柱が示されています。

■新旧対応表（第3章）

新	旧
(P.174)セ 長崎市農業振興計画[前期計画]（令和4年（2022）3月策定） 農業分野の施策をより具体化し長崎市の特色や背景にあわせ、今後の農業のめざすべき姿とその実現方法を示すため令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの「第二次長崎市農業振興計画[前期計画]（以下、「農業振興計画」という。）」を策定した。 農業振興計画は、農業の生産性を高め、次世代を担う多様な経営体を育てる「産地・担い手」、安心して農業を営める環境づくりを進める「地域・環境」、長崎ならではの農産物の消費を拡大する「販売・消費」の3点を柱に、農業分野における実践的な計画として策定し、次世代につながる農業を育てるため、様々な取組みを進めていくこととしている。 本計画に関連する取組みとしては、個別施策Ⅲの「長崎ならではの農産物の消費を拡大します」において、長崎ならではの食材や食文化に対する意識の醸成を図るため、イベントや各種広報媒体等を活用したPRや食育体験の推進等に取り組むこととしている。 また、農業振興計画では、地域の資源や特性などを考慮し、10地区24集落で各地域の農業振興の方向性を示しており、「外海地区」については、「ゆうこう」等の特産農産物の加工品のPR販売などを通じて集落の活性化に取り組むこととしている。 これらの取組みは、本計画における「外海の石積み文化にみる歴史的風致」の維持・向上と関連が深い。なお、現行の農業振興計画は令和7（2025）年度を終期としていたが、次期計画の在り方を見直すため、令和8（2026）年度まで延長した。	(P.174)セ` 長崎市農業振興計画後期基本計画（平成29年（2017）7月策定） 農業分野の施策をより具体化し長崎市の特色や背景にあわせ、今後の農業のめざすべき姿とその実現方法を示すため「長崎市農業振興計画」を策定しており、平成24年（2012）7月の策定時からこれまでの前期計画の取組み成果等を検証し、平成29年（2017）度から令和2年（2020）度までの後期計画を策定した。 後期計画では、地域ブランドの育成を推進する「産地づくり」、安心して農業を営む環境づくりを進める「地域づくり」、意欲ある農業者の育成確保を図る「人づくり」、多様な主体の交流促進により食関連産業を活性化する「交流づくり」の4点を柱に、農業分野における実践的な計画として策定し、担い手が継続できる農業の実現をめざし、取組みを進めていくこととしている。 基本施策「農業に新しい活力を生み出します」の個別施策として、「安心して農業を営む環境づくりの推進」のなかで、良好な景観の形成や文化の伝承について取り組むこととしている。また、個別施策「多様な主体の交流促進による食関連産業の活性化」について、「食」に関わる産業の活性化について取り組むこととしている。 農業振興を図るべき地域を地域の資源や特性などを考慮して10地区に区分しており、「旧外海町（G地域）」について特に本計画と関連が深い。
長崎市農業振興計画後期基本計画施策の体系図	長崎市農業振興計画後期基本計画施策の体系図

■新旧対応表（第3章）

新	旧
	(P.175) 長崎市全域図 旧琴海町（J地域） 旧外海町（G地域） 三重（D地域） 東長崎（C地域） 旧市西部（E地域） その他旧市（F地域） 茂木北部（B地域） 茂木南部（A地域） 旧三和町（H地域） 旧野母崎町（I地域） 凡例 - 琴海 - 外海 - 三重 - 旧市西部 - その他旧市 - 東長崎 - 茂木北部 - 茂木南部 - 三和 - 野母崎 長崎市の農業振興を図るべき地域（10地区）

■新旧対応表（第4章）

新	旧
(P.183) 幕末の近代化により、炭鉱業や製鉄、造船業が営まれるようになり、明治後期から昭和初期にかけて浦上川沿岸に兵器工場群が形成され、国際貿易都市から産業都市として転換した長崎市は、第二次世界大戦の末期、米国から原子爆弾を投下され、壊滅的な被害を受けた。戦後、市民のたくましい努力により奇跡的な復興を遂げるなかで、「長崎を最後の被爆地に」を合言葉に、被爆者をはじめ長崎市民による平和の祈りと被爆継承の活動が続けられている。 郊外の外海地区では、地域固有の結晶片岩による在来石積技術を明治期のキリスト教解禁により着任したフランス人のド・ロ神父が発展させた。ド・ロ神父は、地域住民のための授産施設の整備などの社会福祉活動にも積極的に取り組み、その功績は今なお地域住民に顕彰され続けている。 さて、本計画における重点区域は、歴史的風致の維持及び向上を図るため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」第2条第2項において下記のとおり要件が定められている。 【重点区域の設定の要件】 ①次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域 ・重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地 ・重要伝統的建造物群保存地区内の土地 ②歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要な区域 本市の歴史的風致としては第2章で5つの歴史的風致を掲げているが、重点区域の設定については、2つの世界文化遺産の構成資産や重要文化財等の	(P.184～185) 幕末の近代化により、炭鉱業や製鉄、造船業が営まれるようになり、明治後期から昭和初期にかけて浦上川沿岸に兵器工場群が形成され、国際貿易都市から産業都市として転換した長崎市は、第二次世界大戦の末期、米国から原子爆弾を投下され、壊滅的な被害を受けた。戦後、市民のたくましい努力により奇跡的な復興を遂げるなかで、「長崎を最後の被爆地に」を合言葉に、被爆者をはじめ長崎市民による平和の祈りと被爆継承の活動が続けられている。 郊外の外海地区では、地域固有の結晶片岩による在来石積技術を明治期のキリスト教解禁により着任したフランス人のド・ロ神父が発展させた。ド・ロ神父は、地域住民のための授産施設の整備などの社会福祉活動にも積極的に取り組み、その功績は今なお地域住民に顕彰され続けている。 さて、本計画における重点区域は、歴史的風致の維持及び向上を図るため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」第2条第2項において下記のとおり要件が定められている。 【重点区域の設定の要件】 ①次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域 ・重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地 ・重要伝統的建造物群保存地区内の土地 ②歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要な区域 本市の歴史的風致としては第2章で5つの歴史的風致を掲げているが、重点区域の設定については、2つの世界文化遺産の構成資産や重要文化財等の

価値の高い歴史的建造物、重要伝統的建造物群保存地区が集積しており、かつ、歴史まちづくりの取組みを速やかに図るべき区域として、「長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致」の範囲を重点区域として設定する。

また、重点区域において一定の事業進捗が図られている状況にあり、新たに重点区域を追加することで、歴史的風致の更なる維持向上が期待されるため、「近世長崎の町人文化にみる歴史的風致」「中国文化の伝来にみる歴史的風致」の範囲を重点区域として設定する。

(P.183～184)

2 重点区域の位置及び範囲

(1) 重点区域の名称及び面積

名称 山手・中央・館内区域

面積 約 320 ヘクタール

(2) 重点区域の位置

重点区域の山手地区は、中心部市街地に位置し、幕末に外国人居留地として開かれた。当時の街区の地割や建築物、石垣、石畳、煉瓦塀、側溝、居留地境や地番を示す石標柱等の工作物がよく残されており、グラバー園をはじめとした主要な観光施設が集中している。

区域内は伝統的建造物群保存地区、景観形成重点地区、風致地区に指定され、歴史的建造物の保存・活用や良好な景観形成に官民協働で取り組んでいる。

平成 27 年（2015）には旧グラバー住宅が「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産として、平成 30 年（2018）には大浦天主堂が「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産として世界文化遺産に登録され、2つの世界遺産があるエリアとして国内外から注目されている。

また、近年は、地域住民と地域の大学との協働による観光情報ツールの作

価値の高い歴史的建造物、重要伝統的建造物群保存地区が集積しており、かつ、歴史まちづくりの取組みを速やかに図るべき区域として、「長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致」の範囲を重点区域として設定する。

(P.184～185)

2 重点区域の位置及び範囲

(1) 重点区域の名称及び面積

名称 東山手・南山手区域

面積 約 80 ヘクタール

(2) 重点区域の位置

重点区域は、中心部市街地の南郊に位置し、幕末に外国人居留地として開かれた。当時の街区の地割や建築物、石垣、石畳、煉瓦塀、側溝、居留地境や地番を示す石標柱等の工作物がよく残されており、グラバー園をはじめとした主要な観光施設が集中している。

区域内は伝統的建造物群保存地区、景観形成重点地区、風致地区に指定され、歴史的建造物の保存・活用や良好な景観形成に官民協働で取り組んでいる。

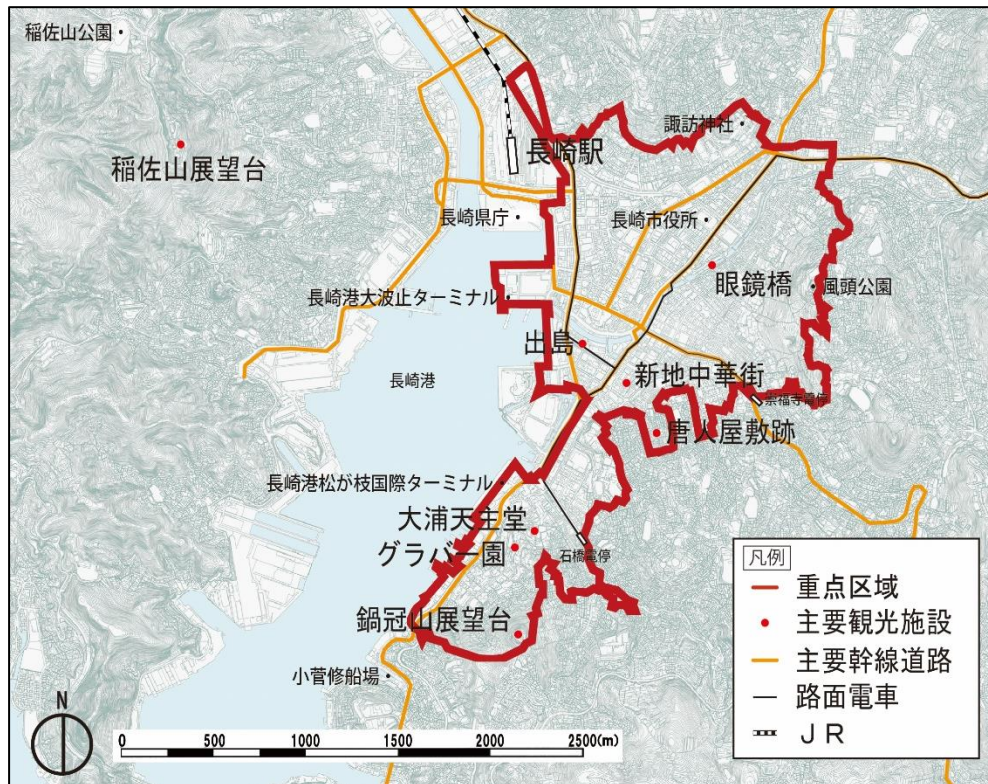
平成 27 年（2015）には旧グラバー住宅が「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産として、平成 30 年（2018）には大浦天主堂が「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産として世界文化遺産に登録され、2つの世界遺産があるエリアとして国内外から注目されている。

また、近年は、地域住民と地域の大学との協働による観光情報ツールの作

成や移住した若者による空き家の活用、地域の行事に地域内外から若者が参画するなど、地域におけるまちづくりの機運が高まっている。

さらには、当該区域の西側に位置する松が枝岸壁の延伸による2バース化が検討されるなど、長崎市の交流拡大を担う地域として、ますます重要性が高まっている。

そのうえ、県庁舎や市庁舎の移転に伴う跡地活用を契機に、中央・館内区域の歴史的風致の維持向上を図ることで、岬のエリアの価値が向上し、都心部全体の回遊を促す効果が期待できる。



重点区域の位置

成や移住した若者による空き家の活用、地域の行事に地域内外から若者が参画するなど、地域におけるまちづくりの機運が高まっている。

さらには、当該区域の西側に位置する松が枝岸壁の延伸による2バース化が検討されるなど、長崎市の交流拡大を担う地域として、ますます重要性が高まっている。



重点区域の位置

(P.184)

(3) 重点区域の範囲

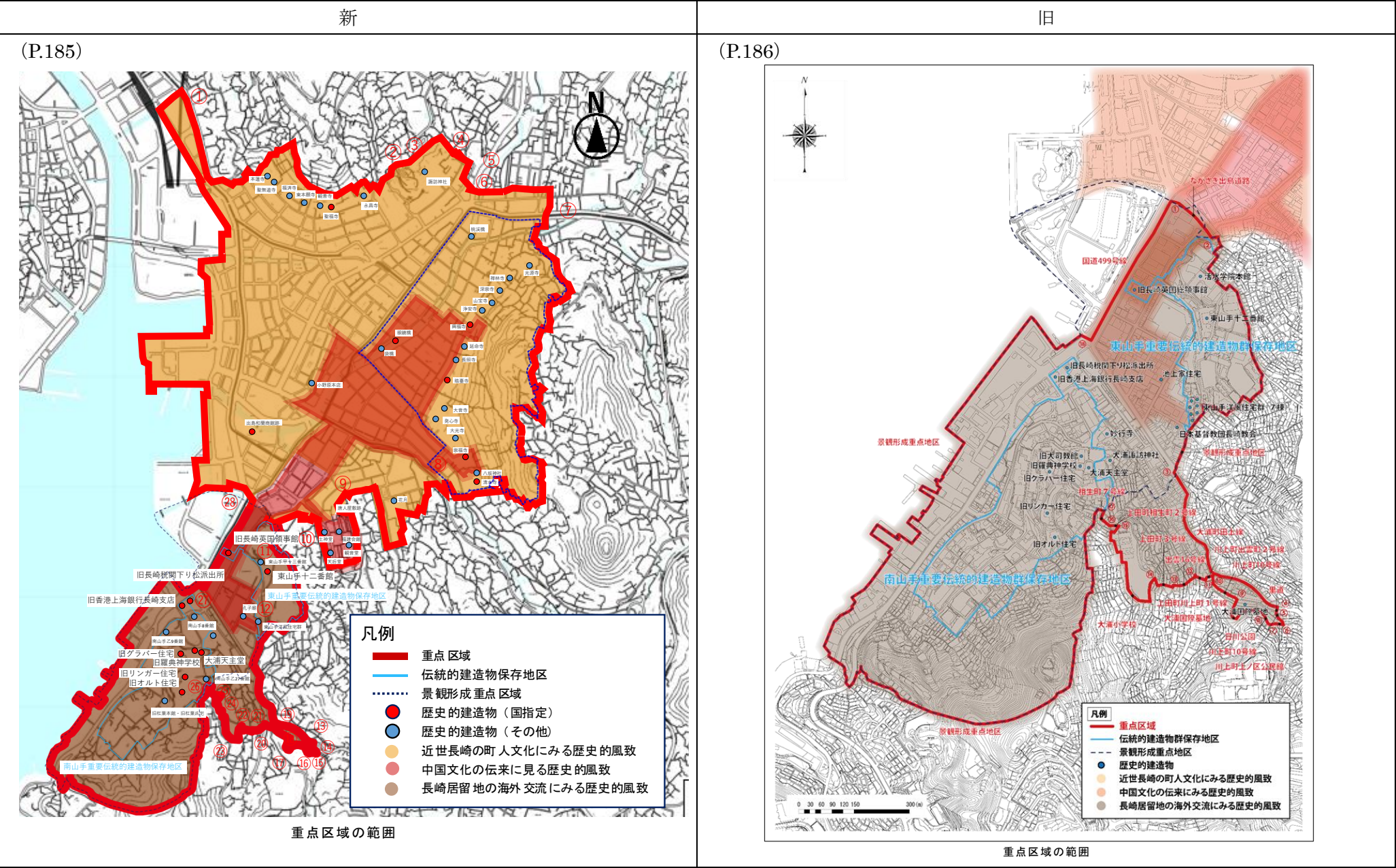
重点区域は、東山手・南山手地区景観形成重点地区の範囲を基本として、大浦国際墓地を含む範囲及び中島川・寺町地区景観形成重点地区を含む長崎くんち踊町・年番町の行事関連区域並びに館内・新地地区景観形成重点地区を含む中国人居留地であった旧唐人屋敷地区を含む中国文化の影響を色濃く受けた地区とする。

(P.185)

(3) 重点区域の範囲

重点区域は、東山手・南山手地区景観形成重点地区の範囲を基本として、大浦国際墓地を含む範囲とする。

■新旧対応表（第4章）



■新旧対応表（第4章）

新				旧	
(P.186)				(P.187)	
区間	名称等	区間	名称等	区間	名称等
①～②	町境	①⑦～①⑧	大浦国際墓地敷地境界	①～②	ながさき出島道路
②～③	長崎公園境界	①⑧～①⑨	市道川上町10号線	②～③	東山手・南山手地区景観形成重点地区
③～④	町境	①⑨～②①	市道川上町出雲2号線	③～④	市道大浦町田上線
④～⑤	市道上西山町西山本町2号線	②①～②②	市道上田町川上町1号線	④～⑤	里道
⑤～⑥	市道西山八百屋町1号線	②②～②③	市道出雲16号線	⑤～⑥	市道川上町10号線
⑥～⑦	町境	②③～②④	市道上田町3号線	⑥～⑦	川上町上ノ区公民館敷地境界
⑦～⑧	中島川寺町地区景観形成重点地区	②④～②⑤	大浦小学校敷地境界	⑦～⑧	日川公園敷地境界
⑧～⑨	町境	②⑤～②⑥	市道上田町相生町2号線	⑧～⑨	大浦国際墓地敷地境界
⑨～⑩	館内・新地地区景観形成重点地区	②⑥～②⑦	市道相生町7号線	⑨～⑩	市道川上町10号線
⑩～⑪	町境	②⑦～②⑧	東山手・南山手地区景観形成重点地区	⑩～⑪	市道川上町出雲2号線
⑪～⑫	東山手・南山手地区景観形成重点地区	②⑧～③①	国道499号	⑪～⑫	市道上田町川上町1号線
⑫～⑬	市道大浦町田上線	③①～③②	町境	⑫～⑬	市道出雲16号線
⑬～⑭	里道			⑬～⑭	市道上田町3号線
⑭～⑮	市道川上町10号線			⑭～⑮	大浦小学校敷地境界
⑮～⑯	川上町上ノ区公民館敷地境界			⑮～⑯	市道上田町相生町2号線
⑯～⑰	日川公園敷地境界			⑯～⑰	市道相生町7号線
重点区域の境界				⑰～⑱	東山手・南山手地区景観形成重点地区
				⑱～①	国道499号
				重点区域の境界	

■新旧対応表（第4章）

新	旧
(P.187) 3 重点区域の指定の効果 重点区域のうち、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の範囲については幕末に設けられた旧外国人居留地である。多くの外国人が居住し、貿易・炭坑・製茶をはじめとする様々な経済活動を行った。また、日本人と外国人が身近に触れ合う交流の場であった。 異国情緒豊かな雰囲気魅せられ、この地区を訪れる観光客は後を絶たない。荘厳な教会や領事館、学校建築や、日本人大工が洋館を真似て建てた洋風住宅など、多様な歴史的建造物が建ち並び、石畳や煉瓦塀等の土木工作物などと一体となり、往時の姿をよく残している。 また、近世長崎の町人文化にみる歴史的風致の範囲については長崎開港後、中島川周辺を中心に町人町が形成され、立山周辺一帯や風頭山麓から中島川の沿岸にかけては、山麓の寺社群とその後背の墓地群、そして平地の町という近世の都市構造が現代に継承され、寺社群、町家群、石橋群などがそれを物語っており、江戸時代から市民に受け継がれている長崎独特の年中行事や祭りが、多くの人々で支えられ、親しまれており、都市景観とともに、長崎独自の歴史的風致を伝えている。 さらに、中国文化の伝来にみる歴史的風致の範囲については寛永 12 年（1635）、唐船の貿易を長崎一港に限り、長崎奉行の管理下で中国貿易が行われるようになった歴史的背景から来航する中国人の収容施設として現在の館内町に唐人屋敷が設けられ、安政 6 年(1859)の開港後、来航した中国人の商業活動の拠点として華僑街が形成され、現在も「新地中華街」として賑わいを見せている。 中国に由来する極彩色豊かで華やかな風情のある祭礼や祭事は、春夏秋冬	(P.188) 3 重点区域の指定の効果 重点区域は、幕末に設けられた旧外国人居留地である。多くの外国人が居住し、貿易・炭坑・製茶をはじめとする様々な経済活動を行った。また、日本人と外国人が身近に触れ合う交流の場であった。 異国情緒豊かな雰囲気に魅せられ、この地区を訪れる観光客は後を絶たない。荘厳な教会や領事館、学校建築や、日本人大工が洋館を真似て建てた洋風住宅など、多様な歴史的建造物が建ち並び、石畳や煉瓦塀等の土木工作物などと一体となり、往時の姿をよく残している。 本計画において、歴史的風致の維持及び向上のための取組みを重点的に行うことは、区域内の歴史的建造物の保存・活用や、市街地の環境整備の実現等のほか、外国人居留地であったという特有の歴史を再認識し、守り伝えようとする市民意識の醸成のきっかけなどにつながる。それらを活かしたまちづくりへの興味や理解を促し、歴史的遺産と共生するまちづくりに関する取組みが進展するものと期待される。これらの取組みにより、長崎の歴史や文化に対する理解が深まり、守り伝えようとする人々が増えることで、長崎市全体の歴史的風致の維持及び向上に資すると考えられる。

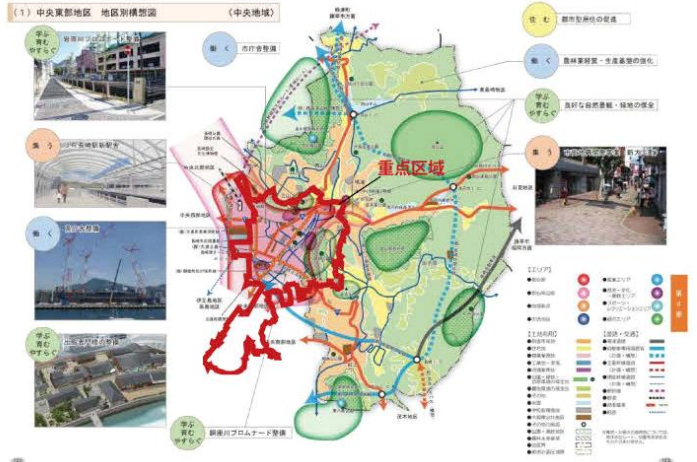
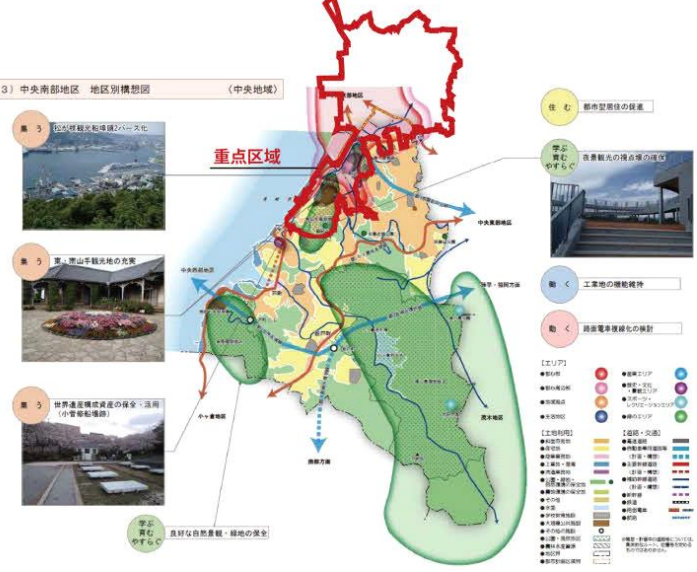
の四季とともに開催され、長崎らしい風物詩となっている。

本計画において、歴史的風致の維持及び向上のための取組みを重点的に行うことは、区域内の歴史的建造物の保存・活用や、市街地の環境整備の実現等のほか、外国人居留地であったという特有の歴史や中国文化を色濃く受けた歴史及び連綿と続く年中行事や祭礼の歴史を再認識し、守り伝えようとする市民意識の醸成のきっかけなどにつながる。それらを活かしたまちづくりへの興味や理解を促し、歴史的遺産と共生するまちづくりに関する取組みが進展するものと期待される。これらの取組みにより、長崎の歴史や文化に対する理解が深まり、守り伝えようとする人々が増えることで、長崎市全体の歴史的風致の維持及び向上に資すると考えられる。

■新旧対応表（第4章）

新	旧
(P.187～188) 4 良好な景観の形成に関する施策との連携 （1）長崎市都市計画マスタープラン（平成 28（2016）年 12 月改訂） 長崎市都市計画マスタープランは、平成 28 年（2016）度から令和 17 年（2035）度までの概ね 20 年後のまちの姿を見据えた都市づくりの基本方針を示している。重点区域を含む中央南部地区の地区別構想では「国際交流の歴史と文化がもたらす情緒あふれる地区づくり」を地区の将来像としている。地区の生活像の目標と、生活像を実現するための地区づくりの方針に基づき、歴史と文化がもたらす情緒あふれる地区を形成していく。 【地区の将来像】 国際交流の歴史と文化がもたらす情緒あふれる地区づくり 【地区の生活像の目標】 住む：都心部・都心周辺部の利便性を活かした住み良い快適な暮らしの確保 働く：都心部・都心周辺部としての商業・業務と観光を中心とした雇用の場の充実 動く：海の玄関口としての広域アクセスの充実と、安全で安心な道路・交通ネットワークの確保 集う：都心部・都心周辺部としての都市機能の集積と交流の促進 学ぶ・育む・やすらぐ：豊かな自然環境と市街地の共存と歴史的景観の保全、学びの場の充実	(P.188) 4 良好な景観の形成に関する施策との連携 （1）長崎市都市計画マスタープラン（平成 28（2016）年 12 月改訂） 長崎市都市計画マスタープランは、平成 28 年（2016）度から令和 17 年（2035）度までの概ね 20 年後のまちの姿を見据えた都市づくりの基本方針を示している。重点区域を含む中央南部地区の地区別構想では「国際交流の歴史と文化がもたらす情緒あふれる地区づくり」を地区の将来像としている。地区の生活像の目標と、生活像を実現するための地区づくりの方針に基づき、歴史と文化がもたらす情緒あふれる地区を形成していく。 【地区の将来像】 国際交流の歴史と文化がもたらす情緒あふれる地区づくり 【地区の生活像の目標】 住む：都心部・都心周辺部の利便性を活かした住み良い快適な暮らしの確保 働く：都心部・都心周辺部としての商業・業務と観光を中心とした雇用の場の充実 動く：海の玄関口としての広域アクセスの充実と、安全で安心な道路・交通ネットワークの確保 集う：都心部・都心周辺部としての都市機能の集積と交流の促進 学ぶ・育む・やすらぐ：豊かな自然環境と市街地の共存と歴史的景観の保全、学びの場の充実

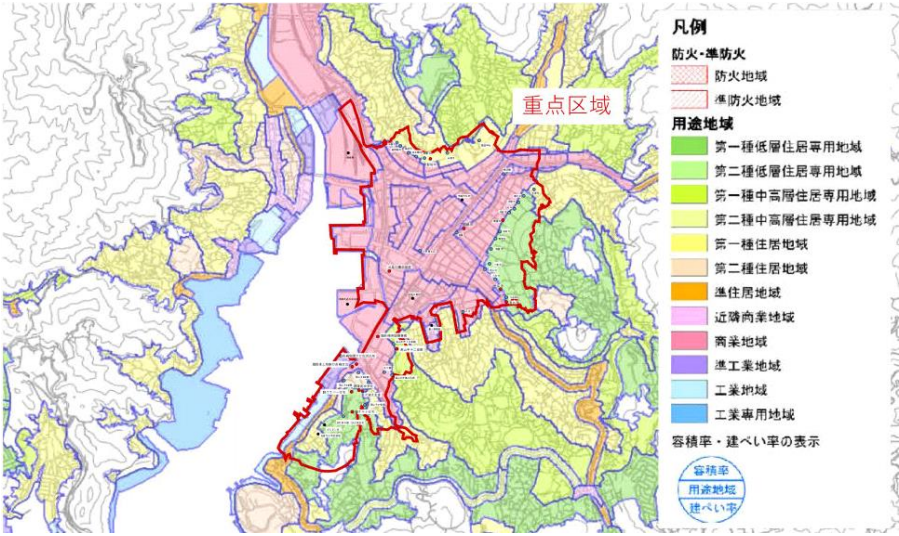
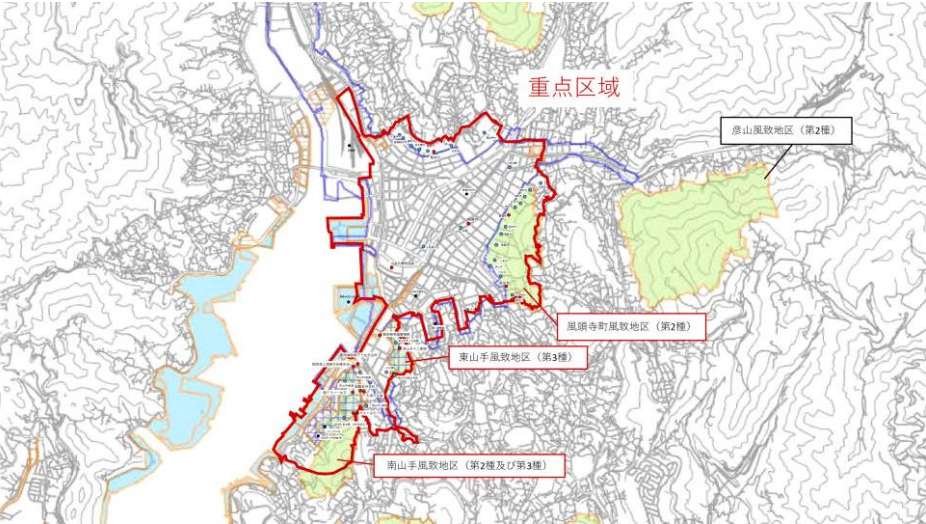
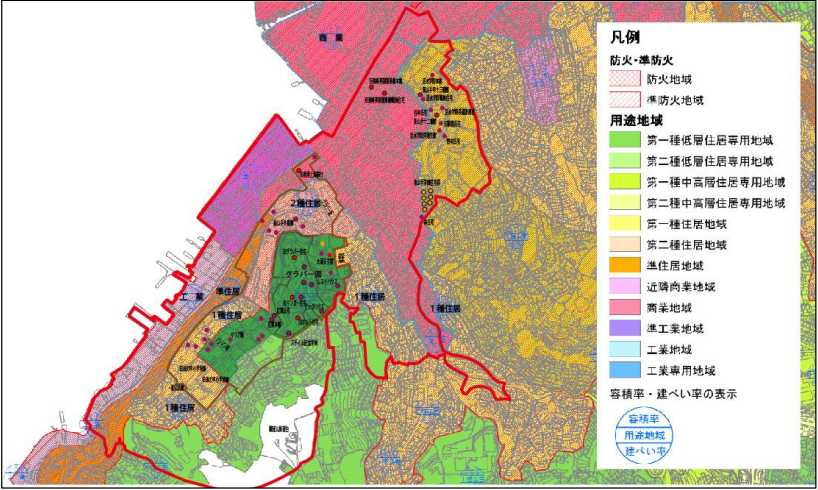
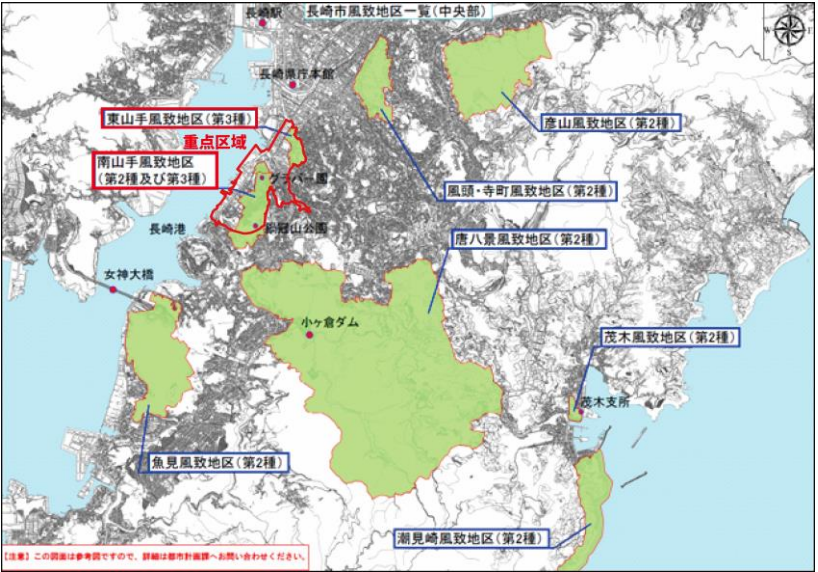
■新旧対応表 (第4章)

新	旧
(P.188)  (3) 中央南部地区 地区別構想図 (中央地域)  重点区域と都市計画マスタープラン (一部加工)	(P.189)  重点区域と都市計画マスタープラン (一部加工)

■新旧対応表（第4章）

新	旧
(P.189) (2) 都市計画 長崎市は、28,248ha が都市計画区域に指定されており、都市計画区域のうち 6,232ha が市街化区域となっている。重点区域の大半が市街化区域に含まれており、用途地域については、幹線道路に隣接する平地部の大浦周辺が商業地域に、洋風住宅が残る東山手・南山手の住宅地は第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域に指定されている。第1種住居専用地域では、建築物の高さが10m以下に制限されている。 また、近世長崎の町人文化にみる歴史的風致の範囲は商業地域が大部分で一部が第1種住居地域であり、寺町の寺社群の部分は第1種低層住居専用地域、中国文化の伝来にみる歴史的風致の範囲の旧唐人屋敷地区は近隣商業地域となっている。 なお、都市における風致を維持するため、重点区域内の東山手町周辺が第3種、南山手町周辺は第2種（一部第3種）、寺町周辺は第2種の風致地区に指定されており、高さ、建ぺい率、壁面後退等について許可基準に基づいた建築物等の行為の規制を行っている。 今後は、より一層の歴史文化を活かしたまちづくりを推進するため、都市計画との適切な連携を図りながら、良好な市街地環境の形成と賑わいの創出を図っていく。	(P.189) (2) 都市計画 長崎市は、28,243ha が都市計画区域に指定されており、都市計画区域のうち 6,268ha が市街化区域となっている。重点区域の大半が市街化区域に含まれており、用途地域については、幹線道路に隣接する平地部の大浦周辺が商業地域に、洋風住宅が残る東山手・南山手の住宅地は第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域に指定されている。第1種住居専用地域では、建築物の高さが10m以下に制限されている。 また、都市における風致を維持するため、重点区域内の東山手町周辺が第3種、南山手町周辺は第2種（一部第3種）の風致地区に指定されており、高さ、建ぺい率、壁面後退等について許可基準に基づいた建築物等の行為の規制を行っている。 今後は、より一層の歴史文化を活かしたまちづくりを推進するため、都市計画との適切な連携を図りながら、良好な市街地環境の形成と賑わいの創出を図っていく。

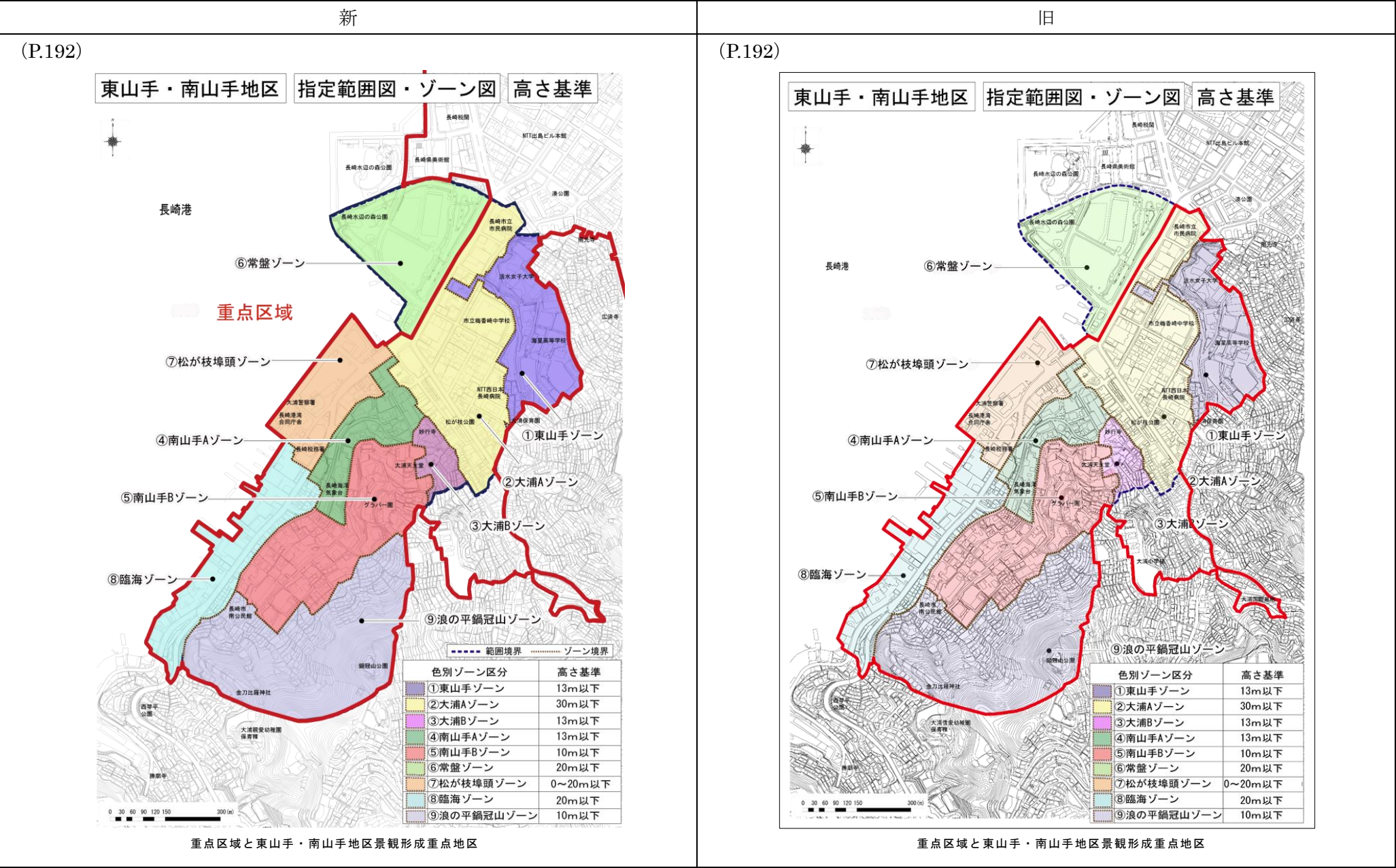
■新旧対応表（第4章）

新	旧
(P.190)  重点区域と用途地域  重点区域と風致地区	(P.190)  重点区域と用途地域  重点区域と風致地区

■新旧対応表（第 4 章）

新	旧																																								
(P.191) (3)長崎市景観計画（平成 23（2011）年 4 月策定） 長崎市では、地域の特徴を活かし、総合的な景観形成を図る目的で策定された長崎市景観計画により、長崎市全域を景観計画区域に定めている。景観計画区域内では、届出が必要な行為及び景観形成基準が定められ、建築等の行為に対し良好な景観が形成されるよう規制している。 重点区域は、特に歴史的な特徴のある地区など、重点的に景観の保全や誘導を行う景観形成重点地区（東山手・南山手地区景観形成重点地区、中島川・寺町地区景観形成重点地区、館内・新地地区景観形成重点地区）となっており、適切な景観形成基準の運用を図り、良好な市街地環境の形成に資する景観形成に取り組んでいく。 ・東山手・南山手地区 ＜景観の形成に関する方針＞ ○洋館を中心とする歴史的遺産を継承するとともに、それらを活かした景観づくりを進めます。 ○歴史的資源や眺望場所をつなぐ、歩いて楽しい道路空間づくりを進めます。 <table> <tr> <th>名称</th><th>景観の形成に関する方針</th></tr> <tr> <td>①東山手ゾーン</td><td>・居留地の歴史を刻む建物や、環境物件等の文化財的要素を保全します。 ・建物やストリートファニチャー等を新しく整備する場合でも、居留地の歴史的環境の保全的育成を図ります。</td></tr> <tr> <td>②大浦 A ゾーン</td><td>・一般的な市街地として良好な景観づくりを進めます。 ・東山手と南山手を眺望や歩行者動線で結ぶ地域であり、眺望の確保と歩いて楽しい回遊ルートづくりを進めます。</td></tr> <tr> <td>③大浦 B ゾーン</td><td>・斜面市街地としての良好な景観形成を図ります。 ・東山手と南山手を眺望や歩行者動線で結ぶ地域であり、眺望の確保と歩いて楽しい回遊ルートづくりを進めます。</td></tr> <tr> <td>④南山手 A ゾーン</td><td>・大浦バンドに面した居留地の上等地における、長崎の顔の様な建物や環境物件等の文化財的要素を保全します。 ・施設等を新たに整備する場合でも、そうした歴史的環境や物語性の保持するとともにそれらを活かした景観づくりを進めます。</td></tr> <tr> <td>⑤南山手 B ゾーン</td><td>・グラバー園の整備とそれより南側の洋館群を保全します。 ・道路や側溝などを保全的に修景し、洋館群を保全的に活用して居留地の歴史的環境の保全・育成を図ります。</td></tr> <tr> <td>⑥常盤ゾーン</td><td>・海との接点であることに配慮した景観形成を図ります。 ・大浦地区の道路より海が見通せるように、道路の海側への延長軸にあたるころは、建物等の外壁の位置に配慮します。</td></tr> <tr> <td>⑦松が枝埠頭ゾーン</td><td>・歴史的な国際港湾都市長崎の顔として、街と一体となった埠頭景観を形成します。 ①海から見たときに埠頭と山の手の調和を図ります。 ②埠頭から山の手を見て洋館群が望見できるように建物高さに配慮します。 ③山の手から見て埠頭の外国船への望見できるように建物高さに配慮します。</td></tr> <tr> <td>⑧臨海ゾーン</td><td>・海と山の手をあいだに位置することを考慮しながら、景観形成を図ります。 ・土地利用の変化等に際しては、内陸部からこの臨海ゾーンを介して、海を見通せるように建物の高さや配置に配慮します。</td></tr> <tr> <td>⑨浪の平鍋冠山ゾーン</td><td>・鍋冠山とその斜面および琴平神社一帯の緑地の保全・修景を行います。 ・建物、工作物の建設あるいは地形改変にあたっては、自然環境との調和を図ります。 ・良好な斜面住環境の確保に配慮します。</td></tr> </table> 東山手・南山手地区景観形成重点地区の景観の形成に関する方針	名称	景観の形成に関する方針	①東山手ゾーン	・居留地の歴史を刻む建物や、環境物件等の文化財的要素を保全します。 ・建物やストリートファニチャー等を新しく整備する場合でも、居留地の歴史的環境の保全的育成を図ります。	②大浦 A ゾーン	・一般的な市街地として良好な景観づくりを進めます。 ・東山手と南山手を眺望や歩行者動線で結ぶ地域であり、眺望の確保と歩いて楽しい回遊ルートづくりを進めます。	③大浦 B ゾーン	・斜面市街地としての良好な景観形成を図ります。 ・東山手と南山手を眺望や歩行者動線で結ぶ地域であり、眺望の確保と歩いて楽しい回遊ルートづくりを進めます。	④南山手 A ゾーン	・大浦バンドに面した居留地の上等地における、長崎の顔の様な建物や環境物件等の文化財的要素を保全します。 ・施設等を新たに整備する場合でも、そうした歴史的環境や物語性の保持するとともにそれらを活かした景観づくりを進めます。	⑤南山手 B ゾーン	・グラバー園の整備とそれより南側の洋館群を保全します。 ・道路や側溝などを保全的に修景し、洋館群を保全的に活用して居留地の歴史的環境の保全・育成を図ります。	⑥常盤ゾーン	・海との接点であることに配慮した景観形成を図ります。 ・大浦地区の道路より海が見通せるように、道路の海側への延長軸にあたるころは、建物等の外壁の位置に配慮します。	⑦松が枝埠頭ゾーン	・歴史的な国際港湾都市長崎の顔として、街と一体となった埠頭景観を形成します。 ①海から見たときに埠頭と山の手の調和を図ります。 ②埠頭から山の手を見て洋館群が望見できるように建物高さに配慮します。 ③山の手から見て埠頭の外国船への望見できるように建物高さに配慮します。	⑧臨海ゾーン	・海と山の手をあいだに位置することを考慮しながら、景観形成を図ります。 ・土地利用の変化等に際しては、内陸部からこの臨海ゾーンを介して、海を見通せるように建物の高さや配置に配慮します。	⑨浪の平鍋冠山ゾーン	・鍋冠山とその斜面および琴平神社一帯の緑地の保全・修景を行います。 ・建物、工作物の建設あるいは地形改変にあたっては、自然環境との調和を図ります。 ・良好な斜面住環境の確保に配慮します。	(P.191) (3) 長崎市景観計画（平成 23（2011）年 4 月策定） 長崎市では、地域の特徴を活かし、総合的な景観形成を図る目的で策定された長崎市景観計画により、長崎市全域を景観計画区域に定めている。景観計画区域内では、届出が必要な行為及び景観形成基準が定められ、建築等の行為に対し良好な景観が形成されるよう規制している。 重点区域は、特に歴史的な特徴のある地区など、重点的に景観の保全や誘導を行う景観形成重点地区（東山手・南山手地区景観形成重点地区）となっており、適切な景観形成基準の運用を図り、良好な市街地環境の形成に資する景観形成に取り組んでいく。 ＜景観の形成に関する方針＞ ○洋館を中心とする歴史的遺産を継承するとともに、それらを活かした景観づくりを進めます。 ○歴史的資源や眺望場所をつなぐ、歩いて楽しい道路空間づくりを進めます。 <table> <tr> <th>名称</th><th>景観の形成に関する方針</th></tr> <tr> <td>①東山手ゾーン</td><td>・居留地の歴史を刻む建物や、環境物件等の文化財的要素を保全します。 ・建物やストリートファニチャー等を新しく整備する場合でも、居留地の歴史的環境の保全的育成を図ります。</td></tr> <tr> <td>②大浦 A ゾーン</td><td>・一般的な市街地として良好な景観づくりを進めます。 ・東山手と南山手を眺望や歩行者動線で結ぶ地域であり、眺望の確保と歩いて楽しい回遊ルートづくりを進めます。</td></tr> <tr> <td>③大浦 B ゾーン</td><td>・斜面市街地としての良好な景観形成を図ります。 ・東山手と南山手を眺望や歩行者動線で結ぶ地域であり、眺望の確保と歩いて楽しい回遊ルートづくりを進めます。</td></tr> <tr> <td>④南山手 A ゾーン</td><td>・大浦バンドに面した居留地の上等地における、長崎の顔の様な建物や環境物件等の文化財的要素を保全します。 ・施設等を新たに整備する場合でも、そうした歴史的環境や物語性の保持するとともにそれらを活かした景観づくりを進めます。</td></tr> <tr> <td>⑤南山手 B ゾーン</td><td>・グラバー園の整備とそれより南側の洋館群を保全します。 ・道路や側溝などを保全的に修景し、洋館群を保全的に活用して居留地の歴史的環境の保全・育成を図ります。</td></tr> <tr> <td>⑥常盤ゾーン</td><td>・海との接点であることに配慮した景観形成を図ります。 ・大浦地区の道路より海が見通せるように、道路の海側への延長軸にあたるころは、建物等の外壁の位置に配慮します。</td></tr> <tr> <td>⑦松が枝埠頭ゾーン</td><td>・歴史的な国際港湾都市長崎の顔として、街と一体となった埠頭景観を形成します。 ①海から見たときに埠頭と山の手の調和を図ります。 ②埠頭から山の手を見て洋館群が望見できるように建物高さに配慮します。 ③山の手から見て埠頭の外国船への望見できるように建物高さに配慮します。</td></tr> <tr> <td>⑧臨海ゾーン</td><td>・海と山の手をあいだに位置することを考慮しながら、景観形成を図ります。 ・土地利用の変化等に際しては、内陸部からこの臨海ゾーンを介して、海を見通せるように建物の高さや配置に配慮します。</td></tr> <tr> <td>⑨浪の平鍋冠山ゾーン</td><td>・鍋冠山とその斜面および琴平神社一帯の緑地の保全・修景を行います。 ・建物、工作物の建設あるいは地形改変にあたっては、自然環境との調和を図ります。 ・良好な斜面住環境の確保に配慮します。</td></tr> </table> 東山手・南山手地区景観形成重点地区の景観の形成に関する方針	名称	景観の形成に関する方針	①東山手ゾーン	・居留地の歴史を刻む建物や、環境物件等の文化財的要素を保全します。 ・建物やストリートファニチャー等を新しく整備する場合でも、居留地の歴史的環境の保全的育成を図ります。	②大浦 A ゾーン	・一般的な市街地として良好な景観づくりを進めます。 ・東山手と南山手を眺望や歩行者動線で結ぶ地域であり、眺望の確保と歩いて楽しい回遊ルートづくりを進めます。	③大浦 B ゾーン	・斜面市街地としての良好な景観形成を図ります。 ・東山手と南山手を眺望や歩行者動線で結ぶ地域であり、眺望の確保と歩いて楽しい回遊ルートづくりを進めます。	④南山手 A ゾーン	・大浦バンドに面した居留地の上等地における、長崎の顔の様な建物や環境物件等の文化財的要素を保全します。 ・施設等を新たに整備する場合でも、そうした歴史的環境や物語性の保持するとともにそれらを活かした景観づくりを進めます。	⑤南山手 B ゾーン	・グラバー園の整備とそれより南側の洋館群を保全します。 ・道路や側溝などを保全的に修景し、洋館群を保全的に活用して居留地の歴史的環境の保全・育成を図ります。	⑥常盤ゾーン	・海との接点であることに配慮した景観形成を図ります。 ・大浦地区の道路より海が見通せるように、道路の海側への延長軸にあたるころは、建物等の外壁の位置に配慮します。	⑦松が枝埠頭ゾーン	・歴史的な国際港湾都市長崎の顔として、街と一体となった埠頭景観を形成します。 ①海から見たときに埠頭と山の手の調和を図ります。 ②埠頭から山の手を見て洋館群が望見できるように建物高さに配慮します。 ③山の手から見て埠頭の外国船への望見できるように建物高さに配慮します。	⑧臨海ゾーン	・海と山の手をあいだに位置することを考慮しながら、景観形成を図ります。 ・土地利用の変化等に際しては、内陸部からこの臨海ゾーンを介して、海を見通せるように建物の高さや配置に配慮します。	⑨浪の平鍋冠山ゾーン	・鍋冠山とその斜面および琴平神社一帯の緑地の保全・修景を行います。 ・建物、工作物の建設あるいは地形改変にあたっては、自然環境との調和を図ります。 ・良好な斜面住環境の確保に配慮します。
名称	景観の形成に関する方針																																								
①東山手ゾーン	・居留地の歴史を刻む建物や、環境物件等の文化財的要素を保全します。 ・建物やストリートファニチャー等を新しく整備する場合でも、居留地の歴史的環境の保全的育成を図ります。																																								
②大浦 A ゾーン	・一般的な市街地として良好な景観づくりを進めます。 ・東山手と南山手を眺望や歩行者動線で結ぶ地域であり、眺望の確保と歩いて楽しい回遊ルートづくりを進めます。																																								
③大浦 B ゾーン	・斜面市街地としての良好な景観形成を図ります。 ・東山手と南山手を眺望や歩行者動線で結ぶ地域であり、眺望の確保と歩いて楽しい回遊ルートづくりを進めます。																																								
④南山手 A ゾーン	・大浦バンドに面した居留地の上等地における、長崎の顔の様な建物や環境物件等の文化財的要素を保全します。 ・施設等を新たに整備する場合でも、そうした歴史的環境や物語性の保持するとともにそれらを活かした景観づくりを進めます。																																								
⑤南山手 B ゾーン	・グラバー園の整備とそれより南側の洋館群を保全します。 ・道路や側溝などを保全的に修景し、洋館群を保全的に活用して居留地の歴史的環境の保全・育成を図ります。																																								
⑥常盤ゾーン	・海との接点であることに配慮した景観形成を図ります。 ・大浦地区の道路より海が見通せるように、道路の海側への延長軸にあたるころは、建物等の外壁の位置に配慮します。																																								
⑦松が枝埠頭ゾーン	・歴史的な国際港湾都市長崎の顔として、街と一体となった埠頭景観を形成します。 ①海から見たときに埠頭と山の手の調和を図ります。 ②埠頭から山の手を見て洋館群が望見できるように建物高さに配慮します。 ③山の手から見て埠頭の外国船への望見できるように建物高さに配慮します。																																								
⑧臨海ゾーン	・海と山の手をあいだに位置することを考慮しながら、景観形成を図ります。 ・土地利用の変化等に際しては、内陸部からこの臨海ゾーンを介して、海を見通せるように建物の高さや配置に配慮します。																																								
⑨浪の平鍋冠山ゾーン	・鍋冠山とその斜面および琴平神社一帯の緑地の保全・修景を行います。 ・建物、工作物の建設あるいは地形改変にあたっては、自然環境との調和を図ります。 ・良好な斜面住環境の確保に配慮します。																																								
名称	景観の形成に関する方針																																								
①東山手ゾーン	・居留地の歴史を刻む建物や、環境物件等の文化財的要素を保全します。 ・建物やストリートファニチャー等を新しく整備する場合でも、居留地の歴史的環境の保全的育成を図ります。																																								
②大浦 A ゾーン	・一般的な市街地として良好な景観づくりを進めます。 ・東山手と南山手を眺望や歩行者動線で結ぶ地域であり、眺望の確保と歩いて楽しい回遊ルートづくりを進めます。																																								
③大浦 B ゾーン	・斜面市街地としての良好な景観形成を図ります。 ・東山手と南山手を眺望や歩行者動線で結ぶ地域であり、眺望の確保と歩いて楽しい回遊ルートづくりを進めます。																																								
④南山手 A ゾーン	・大浦バンドに面した居留地の上等地における、長崎の顔の様な建物や環境物件等の文化財的要素を保全します。 ・施設等を新たに整備する場合でも、そうした歴史的環境や物語性の保持するとともにそれらを活かした景観づくりを進めます。																																								
⑤南山手 B ゾーン	・グラバー園の整備とそれより南側の洋館群を保全します。 ・道路や側溝などを保全的に修景し、洋館群を保全的に活用して居留地の歴史的環境の保全・育成を図ります。																																								
⑥常盤ゾーン	・海との接点であることに配慮した景観形成を図ります。 ・大浦地区の道路より海が見通せるように、道路の海側への延長軸にあたるころは、建物等の外壁の位置に配慮します。																																								
⑦松が枝埠頭ゾーン	・歴史的な国際港湾都市長崎の顔として、街と一体となった埠頭景観を形成します。 ①海から見たときに埠頭と山の手の調和を図ります。 ②埠頭から山の手を見て洋館群が望見できるように建物高さに配慮します。 ③山の手から見て埠頭の外国船への望見できるように建物高さに配慮します。																																								
⑧臨海ゾーン	・海と山の手をあいだに位置することを考慮しながら、景観形成を図ります。 ・土地利用の変化等に際しては、内陸部からこの臨海ゾーンを介して、海を見通せるように建物の高さや配置に配慮します。																																								
⑨浪の平鍋冠山ゾーン	・鍋冠山とその斜面および琴平神社一帯の緑地の保全・修景を行います。 ・建物、工作物の建設あるいは地形改変にあたっては、自然環境との調和を図ります。 ・良好な斜面住環境の確保に配慮します。																																								

■新旧対応表（第4章）



■新旧対応表（第 4 章）

新	旧																
(P.193) ・ 中島川・寺町地区 ＜景観の形成に関する方針＞ ○都市的な賑わい、楽しさを演出する伝統、文化に裏づけられ、ゆとり、うるおいのある都市景観の形成を図る。 ○地域の個性をいかして、多彩な表情、場の景観がストーリー性豊かに表現される景観形成を図る。 ○訪れるひとにとってわかりやすく、親しみのもてる景観形成を図る。 <table> <tr> <th>ゾーン</th><th>景観の形成に関する方針</th></tr> <tr> <td>①風頭緑のゾーン</td><td>眼下に広がる市街地への展望と豊かな緑を活かした快適で、ゆとりある生活空間の形成を図る。</td></tr> <tr> <td>②寺町通り歴史のゾーン</td><td>お寺をはじめとする歴史的要素と緑の保全を図り、落ち着いたたたずまいを伝えていく地区の形成を図る。</td></tr> <tr> <td>③まちのゾーン</td><td>中島川、寺町がかもしだす長崎の伝統ある文化性を基調にした品格と賑わいのある都市生活空間の形成を図る。</td></tr> <tr> <td>④中島川水辺のゾーン</td><td>水辺にひらかれた橋と人々との出会いが生まれる表情豊かな河畔のまちなみ形成を図る。</td></tr> <tr> <td>寺町通り景観まちすじ・まちかど</td><td>風格ある歴史あるまちなみを活かした景観づくりを進める。</td></tr> <tr> <td>中通り景観まちすじ・まちかど</td><td>賑わいのある通りを創出する。</td></tr> <tr> <td>東古川通り景観まちすじ・まちかど</td><td>河川、お寺への眺望を大切にした景観づくりを進める。</td></tr> </table> 中島川・寺町地区景観形成重点地区の景観の形成に関する方針	ゾーン	景観の形成に関する方針	①風頭緑のゾーン	眼下に広がる市街地への展望と豊かな緑を活かした快適で、ゆとりある生活空間の形成を図る。	②寺町通り歴史のゾーン	お寺をはじめとする歴史的要素と緑の保全を図り、落ち着いたたたずまいを伝えていく地区の形成を図る。	③まちのゾーン	中島川、寺町がかもしだす長崎の伝統ある文化性を基調にした品格と賑わいのある都市生活空間の形成を図る。	④中島川水辺のゾーン	水辺にひらかれた橋と人々との出会いが生まれる表情豊かな河畔のまちなみ形成を図る。	寺町通り景観まちすじ・まちかど	風格ある歴史あるまちなみを活かした景観づくりを進める。	中通り景観まちすじ・まちかど	賑わいのある通りを創出する。	東古川通り景観まちすじ・まちかど	河川、お寺への眺望を大切にした景観づくりを進める。	
ゾーン	景観の形成に関する方針																
①風頭緑のゾーン	眼下に広がる市街地への展望と豊かな緑を活かした快適で、ゆとりある生活空間の形成を図る。																
②寺町通り歴史のゾーン	お寺をはじめとする歴史的要素と緑の保全を図り、落ち着いたたたずまいを伝えていく地区の形成を図る。																
③まちのゾーン	中島川、寺町がかもしだす長崎の伝統ある文化性を基調にした品格と賑わいのある都市生活空間の形成を図る。																
④中島川水辺のゾーン	水辺にひらかれた橋と人々との出会いが生まれる表情豊かな河畔のまちなみ形成を図る。																
寺町通り景観まちすじ・まちかど	風格ある歴史あるまちなみを活かした景観づくりを進める。																
中通り景観まちすじ・まちかど	賑わいのある通りを創出する。																
東古川通り景観まちすじ・まちかど	河川、お寺への眺望を大切にした景観づくりを進める。																

■新旧対応表（第4章）

新	旧										
(P.194) 中島川・寺町地区 指定範囲図・ゾーン図 高さ基準 中通り 景観まちすじ・まちかど 重点区域 ④中島川水辺のゾーン ②寺町通り歴史のゾーン ③まちのゾーン 寺町通り 景観まちすじ・まちかど ①風頭緑のゾーン 東古川通り 景観まちすじ・まちかど <table><tr><th>色別ゾーン区分</th><th>高さ基準</th></tr><tr><td>①風頭緑のゾーン</td><td>10m以下</td></tr><tr><td>②寺町通り歴史のゾーン</td><td>13m以下</td></tr><tr><td>③まちのゾーン</td><td>25m以下</td></tr><tr><td>④中島川水辺のゾーン</td><td>一部25m以下</td></tr></table> 景観まちすじ・まちかど 0 30 60 90 120 150 300 (m) 重点区域と中島川・寺町地区景観形成重点地区	色別ゾーン区分	高さ基準	①風頭緑のゾーン	10m以下	②寺町通り歴史のゾーン	13m以下	③まちのゾーン	25m以下	④中島川水辺のゾーン	一部25m以下	
色別ゾーン区分	高さ基準										
①風頭緑のゾーン	10m以下										
②寺町通り歴史のゾーン	13m以下										
③まちのゾーン	25m以下										
④中島川水辺のゾーン	一部25m以下										

■新旧対応表（第 4 章）

新	旧																
(P.195) ・ 館内・新地地区 ＜景観の形成に関する方針＞ ○日本と中国の歴史的交流を象徴する地区であり、歴史的な特徴をまもり、そだて、まとまりある地区景観を形成する。 ○坂の町での「住みあう」人々の暮らしを継承し、地区の特性を生かした景観の形成を行う。 ○中華街・商店街としての賑わいと雰囲気を継承し、その良さを活かした特色あるまちなみを形成する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>景観の形成に関する方針</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①唐人屋敷ゾーン</td><td>・ 唐人屋敷の歴史的雰囲気が意識できるような景観を形成する。 ・ 新地地区の華やかな中国風のイメージと対照的な落ち着いた色彩を基調として和風の建物の中に中国の伝統的な民家をイメージさせるような景観を形成する。</td></tr> <tr> <td>②広馬場商店街ゾーン</td><td>・ 旧唐人屋敷の物語を顕在化するために、新地と唐人屋敷との連携を深める景観づくりを進める。</td></tr> <tr> <td>③新地ゾーン</td><td>・ 中華街イメージをさらに強化する景観を形成する。 ・ 十善寺等の斜面上部から港景観を望見したときの前景としての景観阻害要因を排除する。</td></tr> <tr> <td>景観まちすじ・まちかど（共通）</td><td>・ わかりやすく楽しく安全に歩ける歩行空間の確保と演出を図る。</td></tr> <tr> <td>唐人屋敷景観まちすじ・まちかど</td><td>・ 歴史的なまちなみを保全育成するとともに、来訪者や市民など多くの人たちが安心して、わかりやすく回遊できるルートづくりを促進する。</td></tr> <tr> <td>広馬場景観まちすじ・まちかど</td><td>・ 商店街としての賑わいと連続性を形成する。 ・ 都市計画道路整備に合わせて、歴史を生かした新しいまちすじ景観を形成する。</td></tr> <tr> <td>新地景観まちすじ・まちかど</td><td>・ 中国風デザインが施された中華街として賑わいのある空間を創出する。</td></tr> </tbody> </table> 館内・新地地区景観形成重点地区の景観の形成に関する方針	名 称	景観の形成に関する方針	①唐人屋敷ゾーン	・ 唐人屋敷の歴史的雰囲気が意識できるような景観を形成する。 ・ 新地地区の華やかな中国風のイメージと対照的な落ち着いた色彩を基調として和風の建物の中に中国の伝統的な民家をイメージさせるような景観を形成する。	②広馬場商店街ゾーン	・ 旧唐人屋敷の物語を顕在化するために、新地と唐人屋敷との連携を深める景観づくりを進める。	③新地ゾーン	・ 中華街イメージをさらに強化する景観を形成する。 ・ 十善寺等の斜面上部から港景観を望見したときの前景としての景観阻害要因を排除する。	景観まちすじ・まちかど（共通）	・ わかりやすく楽しく安全に歩ける歩行空間の確保と演出を図る。	唐人屋敷景観まちすじ・まちかど	・ 歴史的なまちなみを保全育成するとともに、来訪者や市民など多くの人たちが安心して、わかりやすく回遊できるルートづくりを促進する。	広馬場景観まちすじ・まちかど	・ 商店街としての賑わいと連続性を形成する。 ・ 都市計画道路整備に合わせて、歴史を生かした新しいまちすじ景観を形成する。	新地景観まちすじ・まちかど	・ 中国風デザインが施された中華街として賑わいのある空間を創出する。	
名 称	景観の形成に関する方針																
①唐人屋敷ゾーン	・ 唐人屋敷の歴史的雰囲気が意識できるような景観を形成する。 ・ 新地地区の華やかな中国風のイメージと対照的な落ち着いた色彩を基調として和風の建物の中に中国の伝統的な民家をイメージさせるような景観を形成する。																
②広馬場商店街ゾーン	・ 旧唐人屋敷の物語を顕在化するために、新地と唐人屋敷との連携を深める景観づくりを進める。																
③新地ゾーン	・ 中華街イメージをさらに強化する景観を形成する。 ・ 十善寺等の斜面上部から港景観を望見したときの前景としての景観阻害要因を排除する。																
景観まちすじ・まちかど（共通）	・ わかりやすく楽しく安全に歩ける歩行空間の確保と演出を図る。																
唐人屋敷景観まちすじ・まちかど	・ 歴史的なまちなみを保全育成するとともに、来訪者や市民など多くの人たちが安心して、わかりやすく回遊できるルートづくりを促進する。																
広馬場景観まちすじ・まちかど	・ 商店街としての賑わいと連続性を形成する。 ・ 都市計画道路整備に合わせて、歴史を生かした新しいまちすじ景観を形成する。																
新地景観まちすじ・まちかど	・ 中国風デザインが施された中華街として賑わいのある空間を創出する。																

■新旧対応表（第4章）

新	旧														
(P.196) 館内・新地地区 指定範囲図・ゾーン図 高さ基準 <table><thead><tr><th>色別ゾーン区分</th><th>高さ基準</th></tr></thead><tbody><tr><td>①唐人屋敷ゾーン</td><td>12m以下</td></tr><tr><td>①唐人屋敷ゾーン</td><td>18m以下</td></tr><tr><td>②広馬場商店街ゾーン</td><td>18m以下</td></tr><tr><td>③新地ゾーン</td><td>-</td></tr><tr><td>● 景観まちすじ・まちかど</td><td></td></tr><tr><td>--- 範囲境界</td><td>--- ゾーン境界</td></tr></tbody></table> 重点区域と館内・新地地区景観形成重点地区	色別ゾーン区分	高さ基準	①唐人屋敷ゾーン	12m以下	①唐人屋敷ゾーン	18m以下	②広馬場商店街ゾーン	18m以下	③新地ゾーン	-	● 景観まちすじ・まちかど		--- 範囲境界	--- ゾーン境界	
色別ゾーン区分	高さ基準														
①唐人屋敷ゾーン	12m以下														
①唐人屋敷ゾーン	18m以下														
②広馬場商店街ゾーン	18m以下														
③新地ゾーン	-														
● 景観まちすじ・まちかど															
--- 範囲境界	--- ゾーン境界														

■新旧対応表（第4章）

新	旧								
(P.197) （５） 屋外広告物に関する規制 屋外広告物については、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、長崎市屋外広告物条例により規制を行っている。 重点区域内は、東山手・南山手地区景観形成重点地区及び中島川・寺町地区景観形成重点地区並びに館内・新地景観形成重点地区に含まれ、通常の規制基準のほか、地域の景観特性に合わせた屋外広告物の景観形成基準が定められている。今後とも重点区域内の屋外広告物設置については、景観形成基準に基づく規制誘導を行い、歴史的風致の維持及び向上に努めるものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区区分</th><th>景観形成基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 域</td><td> ・ 広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。 ・ 屋上広告は設置しない。 ・ 地上からの高さ3m以上の部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び窓面広告は設置しない。 </td></tr> </tbody> </table> ※ 屋外広告物の種類及び規格は、長崎市屋外広告物条例施行規則（平成9年規則第6号）第10条による（以下、同様）。 東山手・南山手地区景観形成重点地区の屋外広告物の景観形成基準	地区区分	景観形成基準	全 域	・ 広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。 ・ 屋上広告は設置しない。 ・ 地上からの高さ3m以上の部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び窓面広告は設置しない。	(P.193) （５） 屋外広告物に関する規制 屋外広告物については、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、長崎市屋外広告物条例により規制を行っている。 重点区域内は、東山手・南山手景観形成重点地区に含まれ、通常の規制基準のほか、地域の景観特性に合わせた屋外広告物の景観形成基準が定められている。今後とも重点区域内の屋外広告物設置については、景観形成基準に基づく規制誘導を行い、歴史的風致の維持及び向上に努めるものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区区分</th><th>景観形成基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 域</td><td> ・ 広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。 ・ 屋上広告は設置しない。 ・ 地上からの高さ3m以上の部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び窓面広告は設置しない。 </td></tr> </tbody> </table> ※ 屋外広告物の種類及び規格は、長崎市屋外広告物条例施行規則（平成9年規則第6号）第10条による（以下、同様）。 東山手・南山手地区景観形成重点地区の屋外広告物の景観形成基準	地区区分	景観形成基準	全 域	・ 広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。 ・ 屋上広告は設置しない。 ・ 地上からの高さ3m以上の部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び窓面広告は設置しない。
地区区分	景観形成基準								
全 域	・ 広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。 ・ 屋上広告は設置しない。 ・ 地上からの高さ3m以上の部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び窓面広告は設置しない。								
地区区分	景観形成基準								
全 域	・ 広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。 ・ 屋上広告は設置しない。 ・ 地上からの高さ3m以上の部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び窓面広告は設置しない。								

■新旧対応表（第4章）

新	旧																				
(P.198) <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区区分</th><th>景観形成基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 域</td><td>・ 広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。</td></tr> <tr> <td>風頭緑のゾーン</td><td>・ 突出広告、屋上広告は設置しない。 ・ 建築物等の塔屋部には広告物を設置しない。</td></tr> <tr> <td>寺町通り歴史のゾーン まちのゾーン</td><td>・ 突出広告は、集合化する。 ・ 建築物の1、2階部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び窓面広告は設置しない。 ・ 建築物等の屋根部（ただし、1階の屋根部を除く。）及び塔屋部には広告物を設置しない。</td></tr> <tr> <td>中島川水辺ゾーン</td><td>・ 屋上広告は設置しない。 ・ 突出広告は、集合化する。 ・ 広告塔、広告板、屋上広告、地上からの高さ3m以上の部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び窓面広告は設置しない。</td></tr> </tbody> </table> 中島川・寺町地区景観形成重点地区の屋外広告物の景観形成基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区区分</th><th>景観形成基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 域</td><td>・ 広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。</td></tr> <tr> <td>唐人屋敷ゾーン</td><td>・ 和風・中国風の賑わいを演出する趣のあるものとする。 ・ 建築物等の屋根部（ただし、1階の屋根部を除く。）及び塔屋部には広告物を設置しない。</td></tr> <tr> <td>広馬場商店街ゾーン</td><td>・ 大正レトロ風の賑わいを演出する趣のあるものとする。 ・ 建築物等の屋根部（ただし、1階の屋根部を除く。）及び塔屋部には広告物を設置しない。</td></tr> <tr> <td>新地ゾーン</td><td>・ 中国風の賑わいを演出する趣のあるものとする。 ・ 建築物等の屋根部（ただし、1階の屋根部を除く。）及び塔屋部には広告物を設置しない。</td></tr> </tbody> </table> 館内・新地地区景観形成重点地区の屋外広告物の景観形成基準	地区区分	景観形成基準	全 域	・ 広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。	風頭緑のゾーン	・ 突出広告、屋上広告は設置しない。 ・ 建築物等の塔屋部には広告物を設置しない。	寺町通り歴史のゾーン まちのゾーン	・ 突出広告は、集合化する。 ・ 建築物の1、2階部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び窓面広告は設置しない。 ・ 建築物等の屋根部（ただし、1階の屋根部を除く。）及び塔屋部には広告物を設置しない。	中島川水辺ゾーン	・ 屋上広告は設置しない。 ・ 突出広告は、集合化する。 ・ 広告塔、広告板、屋上広告、地上からの高さ3m以上の部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び窓面広告は設置しない。	地区区分	景観形成基準	全 域	・ 広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。	唐人屋敷ゾーン	・ 和風・中国風の賑わいを演出する趣のあるものとする。 ・ 建築物等の屋根部（ただし、1階の屋根部を除く。）及び塔屋部には広告物を設置しない。	広馬場商店街ゾーン	・ 大正レトロ風の賑わいを演出する趣のあるものとする。 ・ 建築物等の屋根部（ただし、1階の屋根部を除く。）及び塔屋部には広告物を設置しない。	新地ゾーン	・ 中国風の賑わいを演出する趣のあるものとする。 ・ 建築物等の屋根部（ただし、1階の屋根部を除く。）及び塔屋部には広告物を設置しない。	
地区区分	景観形成基準																				
全 域	・ 広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。																				
風頭緑のゾーン	・ 突出広告、屋上広告は設置しない。 ・ 建築物等の塔屋部には広告物を設置しない。																				
寺町通り歴史のゾーン まちのゾーン	・ 突出広告は、集合化する。 ・ 建築物の1、2階部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び窓面広告は設置しない。 ・ 建築物等の屋根部（ただし、1階の屋根部を除く。）及び塔屋部には広告物を設置しない。																				
中島川水辺ゾーン	・ 屋上広告は設置しない。 ・ 突出広告は、集合化する。 ・ 広告塔、広告板、屋上広告、地上からの高さ3m以上の部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び窓面広告は設置しない。																				
地区区分	景観形成基準																				
全 域	・ 広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。																				
唐人屋敷ゾーン	・ 和風・中国風の賑わいを演出する趣のあるものとする。 ・ 建築物等の屋根部（ただし、1階の屋根部を除く。）及び塔屋部には広告物を設置しない。																				
広馬場商店街ゾーン	・ 大正レトロ風の賑わいを演出する趣のあるものとする。 ・ 建築物等の屋根部（ただし、1階の屋根部を除く。）及び塔屋部には広告物を設置しない。																				
新地ゾーン	・ 中国風の賑わいを演出する趣のあるものとする。 ・ 建築物等の屋根部（ただし、1階の屋根部を除く。）及び塔屋部には広告物を設置しない。																				

■新旧対応表（第 5 章）

新	旧
(P.200) 第 5 章文化財の保存又は活用に関する事項 1 長崎市全体に関する事項 (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針 長崎市には、令和 8 年（2026）1 月時点で国指定の文化財 49 件（国宝 3 件、重要文化財 33 件、重要有形民俗文化財 1 件、重要無形民俗文化財 1 件、史跡 9 件、天然記念物 2 件）、国選定重要伝統的建造物群保存地区 2 地区、国選定重要文化的景観 1 件、国認定旧重要美術品 4 件、国登録文化財 32 件（登録有形文化財 31 件、登録記念物 1 件）、長崎県指定文化財 70 件、長崎市指定文化財 129 件の計 287 件が所在している。このほか国の記録選択 5 件（記録作成等の措置を講ずべき無形文化財 1 件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 4 件）がある。 国、長崎県及び長崎市の指定文化財については、文化財保護法や長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例、その他関係法令に基づき、所有者・管理者と連携しながら保存のための適切な措置を講じるとともに、地域住民の理解のもと、民間事業者等と連携して、文化財の価値や魅力を高めるための効果的な活用を図る。 これら文化財のうち保存活用（管理）計画を策定しているものについては、計画に基づき適正な保存管理、環境保全、防災、活用を図る。保存活用計画未策定の文化財についても、適切な保存整備や活用を図るため、保存活用計画の策定指針などに則って、計画の策定に取り組む。また、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観については、保存計画に基づく歴史的建造物や歴史的な市街地環境・景観などの保全、整備に努める。 伝統芸能や民俗芸能などの無形文化財と無形の民俗文化財については、保	(P.195) 第 5 章 文化財の保存又は活用に関する事項 1 長崎市全体に関する事項 (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針 長崎市には、令和 5 年（2023）1 月時点で国指定の文化財 47 件（国宝 3 件、重要文化財 32 件、重要無形民俗文化財 1 件、史跡 9 件、天然記念物 2 件）、国選定重要伝統的建造物群保存地区 2 地区、国選定重要文化的景観 1 件、国認定旧重要美術品 4 件、国登録文化財 32 件（登録有形文化財 31 件、登録記念物 1 件）、長崎県指定文化財 70 件、長崎市指定文化財 131 件の計 287 件が所在している。このほか国の記録選択 5 件（記録作成等の措置を講ずべき無形文化財 1 件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 4 件）がある。 国、長崎県及び長崎市の指定文化財については、文化財保護法や長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例、その他関係法令に基づき、所有者・管理者と連携しながら保存のための適切な措置を講じるとともに、地域住民の理解のもと、民間事業者等と連携して、文化財の価値や魅力を高めるための効果的な活用を図る。 これら文化財のうち保存活用（管理）計画を策定しているものについては、計画に基づき適正な保存管理、環境保全、防災、活用を図る。保存活用計画未策定の文化財についても、適切な保存整備や活用を図るため、保存活用計画の策定指針などに則って、計画の策定に取り組む。また、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観については、保存計画に基づく歴史的建造物や歴史的な市街地環境・景観などの保全、整備に努める。 伝統芸能や民俗芸能などの無形文化財と無形の民俗文化財については、保存団体等に対する後継者育成や用具等の修理・整備への支援に引き続き取り

存団体等に対する後継者育成や用具等の修理・整備への支援に引き続き取り組む。未指定の文化財についても一層の実態把握を進め、価値が認められるものについては、指定・登録制度に基づく適切な保存・活用に努める。

また、長崎市歴史文化基本構想において設定した歴史文化保存活用区域や関連文化財群の考え方にに基づき、歴史的風致の維持及び向上のため、文化財とその周辺環境を含めた一体的な保存・活用を図るための取組みを進めて行く。さらに、今後、長崎県において策定の「文化財保存活用大綱」を踏まえた「文化財保存活用地域計画」の策定を検討する。

組む。未指定の文化財についても一層の実態把握を進め、価値が認められるものについては、指定・登録制度に基づく適切な保存・活用に努める。

また、長崎市歴史文化基本構想において設定した歴史文化保存活用区域や関連文化財群の考え方にに基づき、歴史的風致の維持及び向上のため、文化財とその周辺環境を含めた一体的な保存・活用を図るための取組みを進めて行く。さらに、今後、長崎県において策定予定の「文化財保存活用大綱」を踏まえた「文化財保存活用地域計画」の策定を検討する。

■新旧対応表（第 5 章）

新	旧
(P.202) （7）埋蔵文化財の取扱いに関する方針 長崎市における周知の埋蔵文化財包蔵地は令和 8 年（2026）1 月時点で 263 箇所あり、その時代区分の内訳は、旧石器 10 件、縄文 83 件、弥生 22 件、古墳 14 件、古代 3 件、中世 61 件、近世 93 件、近代 13 件で（重複する遺跡あり）、海外と交易を行っていたことから、国際色豊かな遺物が出土することが特徴である。周知の埋蔵文化財包蔵地において開発行為等が行われる際は、関係部局や長崎県との連携のもと、事前に開発者等と協議をしたうえで、必要に応じて発掘調査を実施するなど、適切な保護措置を講じる。また、周知の埋蔵文化財包蔵地となっていない箇所についても、新たな遺跡が発見された場合には開発者等へ報告を求めており、必要に応じて適切な保護措置を講じる。 (P.203) （8）文化財の保存・活用の体制と今後の方針 長崎市では、文化財の保存・活用に関する事務を文化観光部文化財課が主管しており、学芸員 7 名、建築技術職員 2 名、事務職員 8 名、総数 17 名の職員を配置している。附属機関として、長崎市文化財保護条例に基づき、考古資料、美術工芸、キリシタン史各 2 名、建造物、古文書、民俗、地質、天然記念物、土木工学各 1 名の計 12 名の学識経験者で構成される長崎市文化財審議会を設置している。また、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき長崎市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置しているほか、長崎市指定文化財等保存・整備委員会を設置し、個別の指定文化財の保存や整備、活用等の重要事項について審議を行っている。 文化財の保存・活用に関する事務のうち出島^{おらんだ}和蘭商館跡の復元整備に関す	(P.197) （7）埋蔵文化財の取扱いに関する方針 長崎市における周知の埋蔵文化財包蔵地は令和 4 年（2022）2 月時点で 259 箇所あり、その時代区分の内訳は、旧石器 10 件、縄文 83 件、弥生 22 件、古墳 14 件、古代 3 件、中世 61 件、近世 91 件、近代 11 件で（重複する遺跡あり）、海外と交易を行っていたことから、国際色豊かな遺物が出土することが特徴である。周知の埋蔵文化財包蔵地において開発行為等が行われる際は、関係部局や長崎県との連携のもと、事前に開発者等と協議をしたうえで、必要に応じて発掘調査を実施するなど、適切な保護措置を講じる。また、周知の埋蔵文化財包蔵地となっていない箇所についても、新たな遺跡が発見された場合には開発者等へ報告を求めており、必要に応じて適切な保護措置を講じる。 (P.198) （8）文化財の保存・活用の体制と今後の方針 長崎市では、文化財の保存・活用に関する事務を文化観光部文化財課が主管しており、学芸員 6 名、建築技術職員 2 名、事務職員 7 名、総数 15 名の職員を配置している。附属機関として、長崎市文化財保護条例に基づき、考古資料、美術工芸、キリシタン史各 2 名、建造物、古文書、民俗、地質、天然記念物、土木工学各 1 名の計 12 名の学識経験者で構成される長崎市文化財審議会を設置している。また、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき長崎市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置しているほか、長崎市指定文化財等保存・整備委員会を設置し、個別の指定文化財の保存や整備、活用等の重要事項について審議を行っている。 文化財の保存・活用に関する事務のうち出島^{おらんだ}和蘭商館跡の復元整備に関す

る事務は、文化観光部出島復元整備室で所管しており、学芸員 2 名、事務職員 3 名、計 5 名の職員を配置し、附属機関として長崎市出島史跡整備審議会を設置している。その他、文化観光部内には、長崎学の調査研究を行う長崎学研究所（学芸員 4 名配置）と 2 つの世界文化遺産に関する事務等を行う世界遺産室（学芸員 1 名配置）、原爆被爆対策部内には、被爆資料の調査収集等を行う被爆継承課（学芸員 3 名配置）がある。今後も庁内関連部局が文化庁、長崎県教育委員会などの関係機関や附属機関と連携し、文化財行政を推進する。

長崎市では、文化観光の一層の推進を図ることを目的として、地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、平成 20 年（2008）4 月より文化財の保護に関する事務を首長部局の職員が補助執行している。

※職員配置数は、令和 8 年（2026）1 月時点

る事務は、文化観光部出島復元整備室で所管しており、学芸員 2 名、事務職員 3 名、計 5 名の職員を配置し、附属機関として長崎市出島史跡整備審議会を設置している。その他、文化観光部内には、長崎学の調査研究を行う長崎学研究所（学芸員 3 名配置）と 2 つの世界文化遺産に関する事務等を行う世界遺産室、原爆被爆対策部内には、被爆資料の調査収集等を行う被爆継承課（学芸員 2 名配置）がある。今後も庁内関連部局が文化庁、長崎県教育委員会などの関係機関や附属機関と連携し、文化財行政を推進する。

長崎市では、文化観光の一層の推進を図ることを目的として、地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、平成 20 年（2008）4 月より文化財の保護に関する事務を首長部局の職員が補助執行している。

※職員配置数は、令和 5 年（2023）1 月時点

■新旧対応表（第5章）

新	旧
(P.206) 2 重点区域に関する事項 (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画 重点区域のうち、東山手・南山手区域は長崎市の歴史的建造物が集積する区域である。令和 8 年（2026）1 月時点で重点区域内には 2 つの重要伝統的建造物群保存地区があり、地区内には国宝 1 件（大浦天主堂）をはじめ、旧グラバー住宅など重要文化財 8 件、長崎県指定有形文化財 1 件、長崎市指定有形文化財 1 件を含む歴史的建造物 53 件が所在しており、石畳の道路や石溝、煉瓦塀、居留地境や地番を示す石標などが、旧外国人居留地の歴史的風致を伝えている。さらに、重要伝統的建造物群保存地区外においても、登録有形文化財 1 件、景観重要建造物 2 件が所在している。 重点区域のうち中央・館内区域は令和 8 年（2026）1 月時点で国宝 2 件（崇福寺第一峰門、崇福寺大雄宝殿）をはじめ、興福寺本堂（大雄宝殿）など重要文化財 9 件、長崎県指定有形文化財 7 件、長崎市指定有形文化財 5 件を含む歴史的建造物 23 件が所在している。中央・出島を中心とした区域では、国指定重要無形民俗文化財である長崎くんちの奉納踊をはじめ、江戸時代から市民に受け継がれている長崎独自の年中行事や祭りが、多くの人々に支えられ、親しまれており、都市景観とともに、近世長崎の町人文化にみる歴史的風致を伝えている。 また、館内を中心とした区域では、中国との交流を示す文化の広がり館内町の唐人屋敷跡と新地蔵があった新地中華街、崇福寺などの唐寺や孔子廟などを拠点として、各地点を結ぶ行事の主要経路等に色濃く見られ、中国文化の伝来にみる歴史的風致を伝えている。	(P.201) 2 重点区域に関する事項 (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画 重点区域は長崎市の歴史的建造物が集積する区域である。令和 5 年（2023）1 月時点で重点区域内には 2 つの重要伝統的建造物群保存地区があり、地区内には国宝 1 件（大浦天主堂）をはじめ、旧グラバー住宅など重要文化財 8 件、長崎県指定有形文化財 1 件、長崎市指定有形文化財 1 件を含む歴史的建造物 53 件が所在しており、石畳の道路や石溝、煉瓦塀、居留地境や地番を示す石標などが、旧外国人居留地の歴史的風致を伝えている。さらに、重要伝統的建造物群保存地区外においても、登録有形文化財 1 件、景観重要建造物 2 件が所在している。

(P.206～P.207)

山手区域の指定文化財及び重要伝統的建造物群保存地区については、文化財保護法や長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例及び長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例その他関係法令、長崎市東山手伝統的建造物群保存地区保存計画及び長崎市南山手伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき、所有者・管理者と連携しながら引き続き保存のために適切な措置を講じるとともに、地域住民の理解のもと、民間事業者等と連携して文化財の価値や魅力を高めるための効果的な活用を図る。

令和 8 年（2026）1 月時点で保存活用（管理）計画が策定されている国宝大浦天主堂、重要文化財 4 件（旧グラバー住宅・旧オルト住宅・旧リンガー住宅・旧長崎英国領事館）及び史跡大浦天主堂境内については、計画に基づき、適正な保存管理、環境保全、防災、活用の取組みを進めて行く。保存活用計画未策定の文化財についても適切な保存整備や活用を図るため、保存活用計画の策定指針などに則って、計画の策定に努める。

伝統的建造物群保存地区外に所在する登録有形文化財、景観重要建造物などのうち、歴史的風致の維持及び向上に資するものについては、所有者・管理者と協議しながら歴史的風致形成建造物への指定を検討し、適切な保存・活用を図る。また、地域に根差している伝統行事や祭礼等を含め民俗文化財については、必要に応じて調査等を行い、記録の作成や指定など、適切な保存・活用に努める。さらに、重点区域内の未指定の文化財のうち、特に価値が認められるものについては、指定・登録制度に基づき、適切な保存・活用に努める。

中央・館内区域にある国指定史跡出島和蘭商館跡は、昭和 26 年から史跡の公有化及び復元整備事業に着手し、平成 8 年に策定した『史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画書』に基づいて、19 世紀初頭の出島の街並みを復

(P.201)

重点区域内の指定文化財及び重要伝統的建造物群保存地区については、文化財保護法や長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例及び長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例その他関係法令、長崎市東山手伝統的建造物群保存地区保存計画及び長崎市南山手伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき、所有者・管理者と連携しながら引き続き保存のために適切な措置を講じるとともに、地域住民の理解のもと、民間事業者等と連携して文化財の価値や魅力を高めるための効果的な活用を図る。

令和 5 年（2023）1 月時点で保存活用（管理）計画が策定されている国宝大浦天主堂、重要文化財 4 件（旧グラバー住宅・旧オルト住宅・旧リンガー住宅・旧長崎英国領事館）及び史跡大浦天主堂境内については、計画に基づき、適正な保存管理、環境保全、防災、活用の取組みを進めて行く。保存活用計画未策定の文化財についても適切な保存整備や活用を図るため、保存活用計画の策定指針などに則って、計画の策定に努める。

伝統的建造物群保存地区外に所在する登録有形文化財、景観重要建造物などのうち、歴史的風致の維持及び向上に資するものについては、所有者・管理者と協議しながら歴史的風致形成建造物への指定を検討し、適切な保存・活用を図る。また、地域に根差している伝統行事や祭礼等を含め民俗文化財については、必要に応じて調査等を行い、記録の作成や指定など、適切な保存・活用に努める。さらに、重点区域内の未指定の文化財のうち、特に価値が認められるものについては、指定・登録制度に基づき、適切な保存・活用に努める。

長崎市歴史文化基本構想において重点区域一帯は、「海外交流拠点遺跡区域」として歴史文化保存活用区域に設定されており、「長崎居留地と国際航路」のテーマで関連文化財群が設定されている。歴史的風致の維持及び向

元することを目的として復元整備事業を進めている。第Ⅲ期復元整備事業までに完了した 16 棟の復元建造物の整備に引き続き、第Ⅳ期復元整備事業を実施し、町人部屋 1 棟を復元することで、復元空間に厚みをもたらすとともに、出島町人についての理解を広く伝え、既存のオランダ商館員の住居や蔵、日本人役人の詰所の役割や機能とあわせて、出島をより分かりやすく復元整備することができる。

長崎市歴史文化基本構想において重点区域一帯は、「海外交流拠点遺跡区域」、「近世都市長崎区域」として歴史文化保存活用区域に設定されており、「近世都市長崎とその伝統」「寺社群と中島川石橋群」「西洋文化の唯一の窓口」「長崎の中国文化」「長崎居留地と国際航路」のテーマで関連文化財群が設定されている。歴史的風致の維持及び向上のため、文化財とその周辺環境を含めた一体的な保存・活用を図るための取組みを進めていく。

【対応する事業】

- 重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか 9 棟保存整備事業
- 重要文化財旧グラバー住宅主屋保存整備事業
- 文化財（民間所有）保存整備補助事業
- グラバー園伝統的建造物耐震対策事業
- 重要文化財旧オルト住宅保存整備事業
- 中島川・寺町地区まちなみ整備事業
- 長崎市まちなか町家等活用事業
- 東山手・南山手地区洋館等活用事業
- 出島復元整備事業
- 長崎伝統芸能振興会補助金
- 長崎くんち踊り会場運営費

上のため、文化財とその周辺環境を含めた一体的な保存・活用を図るための取組みを進めていく。

【対応する事業】

- 重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか 9 棟保存整備事業
- 重要文化財旧グラバー住宅主屋保存整備事業
- 伝統的建造物（民間所有）保存整備補助事業
- グラバー園伝統的建造物耐震対策事業
- 重要文化財旧オルト住宅保存整備事業

(P.207～P.208)

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重点区域内の重要文化財等の歴史的建造物は、公開活用が図られている建造物が多いことから、文化財としての価値の保全及び利用者の安全を確保する観点から、計画的な修理・整備を行う。

旧長崎英国領事館は、明治 41 年（1908）の建設以来、大規模な修理等がなされておらず、地盤沈下や建物の傾斜、外壁の劣化等が進行していたことから、耐震補強を含めた本格的な保存修理を平成 27 年（2015）度から令和 7 年（2025）度にかけて実施した。保存整備にあたっては、建設当時の図面や痕跡調査により判明した建物の改変状況を踏まえ、可能な限り建設当初の状態に復原し、また耐震補強工事にあたっては、補強部材をできるだけ目立たなくする等、文化財としての価値を損なわないよう配慮し整備を行った。

グラバー園内の旧グラバー住宅をはじめとする重要文化財 3 件、同園内の重要文化財を除く歴史的建造物、及び重要伝統的建造物群保存地区内に所在する旧杠葉本館等、市所有の歴史的建造物について、耐震補強等の保存・修理を順次実施していく。また、民間所有の伝統的建造物についても、耐震補強等、保存・修理のための技術的・財政的支援に引き続き取り組む。

出島内には、第Ⅰ期（平成 12 年 3 月完成）復元建造物 5 棟、第Ⅱ期（平成 18 年 3 月完成）復元建造物 5 棟、第Ⅲ期（平成 28 年 10 月完成）復元建造物 6 棟が完成しており、その他旧出島神学校等の明治期の洋館等を含めて、全 21 棟の建物が存在している。このうち、第Ⅲ期復元建造物を除く 15 棟の建物については、経年劣化による傷み等が発生しているため、令和元年度に年次改修計画を策定している。

入場者の見学への支障を最小限にとどめること等に配慮しつつ、緊急度

(P.202～P.205)

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重点区域内の重要文化財等の歴史的建造物は、幕末から明治時代に建築されたものが多いこと、公開活用が図られている建造物が多いことから、文化財としての価値の保全及び利用者の安全を確保する観点から、計画的な修理・整備を行う。

旧長崎英国領事館は、明治 41 年（1908）の建設以来、大規模な修理等がなされておらず、地盤沈下や建物の傾斜、外壁の劣化等が進行していたことから、耐震補強を含めた本格的な保存修理を平成 27 年（2015）度から令和 7 年（2025）度までの計画で実施している。保存整備にあたっては、建設当時の図面や痕跡調査により判明した建物の改変状況を踏まえ、可能な限り建設当初の状態に復原する。また耐震補強工事にあたっては、補強部材をできるだけ目立たなくする等、文化財としての価値を損なわないよう配慮する。

グラバー園内の旧グラバー住宅をはじめとする重要文化財 3 件、同園内の重要文化財を除く歴史的建造物、及び重要伝統的建造物群保存地区内に所在する旧杠葉本館等、市所有の歴史的建造物について、耐震補強等の保存・修理を順次実施していく。また、旧マリア園など、民間所有の伝統的建造物についても、耐震補強等、保存・修理のための技術的・財政的支援に引き続き取り組む。

重要伝統的建造物群保存地区外に所在する登録有形文化財、景観重要建造物等についても、歴史的風致形成建造物への指定により、保存・修理のための支援を実施する。また、ヘリテージマネージャー等、歴史的建造物の保存修理に携わる技術者の育成支援に取り組む。

【対応する事業】

の高い建物から計画的・効率的に改修工事を実施していく。また、明治期の建築時から存在している旧出島神学校及び旧長崎内外クラブについては、歴史的価値・建築的価値に係る調査を行うとともに、耐震補強工事に向けた検討を進めていく。

重要伝統的建造物群保存地区外に所在する登録有形文化財、景観重要建造物等についても、歴史的風致形成建造物への指定により、保存・修理のための支援を実施する。また、ヘリテージマネージャー等、歴史的建造物の保存修理に携わる技術者の育成支援に取り組む。

【対応する事業】

- 重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか9棟保存整備事業
- 重要文化財旧グラバー住宅主屋保存整備事業
- 文化財（民間所有）保存整備補助事業
- グラバー園伝統的建造物耐震対策事業
- 景観形成助成金
- 重要文化財旧オルト住宅保存整備事業
- 中島川・寺町地区まちなみ整備事業
- 長崎市まちなか町家等活用事業
- 東山手・南山手地区洋館等活用事業
- 出島復元整備事業

(P.208～P.209)

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域のうち、東山手・南山手区域では、昭和49年（1974）に南山手外国人居留地に現存する重要文化財の旧グラバー住宅、旧リンガー住宅、旧オルト住宅を核に、市内に点在していた6つの明治期の洋風建築を移築復元したグラバー園を整備して、歴史的建造物の公開活用を行っており、

- 重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか9棟保存整備事業
- 重要文化財旧グラバー住宅主屋保存整備事業
- 伝統的建造物（民間所有）保存整備補助事業
- グラバー園伝統的建造物耐震対策事業
- 景観形成助成金
- 重要文化財旧オルト住宅保存整備事業

(P.202～P.203)

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域では、昭和49年（1974）に南山手外国人居留地に現存する重要文化財の旧グラバー住宅、旧リンガー住宅、旧オルト住宅を核に、市内に点在していた6つの明治期の洋風建築を移築復元したグラバー園を整備して、歴史的建造物の公開活用を行っており、国内外から年間約100万人

国内外から年間約 100 万人の観光客が訪れる異国情緒あふれる観光名所として親しまれている。

また、旧香港上海銀行長崎支店（長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館）や旧長崎税関下り松派出所（長崎市べっ甲工芸館）、東山手十二番館（長崎市旧居留地私学歴史資料館）、東山手洋風住宅群 7 棟（長崎市古写真・埋蔵資料館）、旧羅典神学校（大浦天主堂キリシタン博物館）など、重要文化財等の歴史的建造物を資料館等の用途で公開活用している。

東山手・南山手地区に位置するグラバー園内を除く市所有の洋館等については、令和 3 年（2021）度に官民連携で策定した「長崎居留地歴まちブランドデザイン」に基づき、地域住民や来訪者にとって魅力的な施設となるよう計画を進めている。スモールコンセプション方式等による民間活力の導入を検討しており、令和 6 年（2024）度から令和 7 年（2025）度にかけてサウンディング型市場調査を実施し、令和 8 年（2026）度以降、この調査結果を踏まえた公募条件の整理や事業者の公募を行う予定である。

また、重点区域内の説明板や案内板には、老朽化により板面等の劣化が進行しているものが見受けられることから、統一的なデザインの採用や多言語対応と併せてこれらの計画的な修繕や更新を進める。

【対応する事業】

■ 東山手・南山手地区洋館等活用事業

(P.209)

（４）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域の大部分が、長崎市景観計画に基づく東山手・南山手地区、中島川・寺町地区および館内・新地地区景観形成重点地区に指定されており、建築行為や屋外広告物への規制など必要な景観保全の措置が講じられているほか、その他の区域も長崎市景観計画に基づく一般地区として一定の

の観光客が訪れる異国情緒あふれる観光名所として親しまれている。

また、旧香港上海銀行長崎支店（長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館）や旧長崎税関下り松派出所（長崎市べっ甲工芸館）、東山手十二番館（長崎市旧居留地私学歴史資料館）、東山手洋風住宅群 7 棟（長崎市古写真・埋蔵資料館）、旧羅典神学校（大浦天主堂キリシタン博物館）など、重要文化財等の歴史的建造物を資料館等の用途で公開活用している。

長崎市は、伝統的建造物群保存地区内の建造物 53 件のうち 27 件を所有している。これらは、主に展示施設として公開活用されているが、より効果的な展示や便益施設・交流施設としての活用など、重点区域内の回遊性や区域全体の魅力向上に資する活用のあり方について、民間活力の導入も視野に入れながら、DMO 等と連携して調査・検討を行う。

また、重点区域内の説明板や案内板には、老朽化により板面等の劣化が進行しているものが見受けられることから、統一的なデザインの採用や多言語対応と併せてこれらの計画的な修繕や更新を進める。

(P.203)

（４）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域の大部分が、長崎市景観計画に基づく東山手・南山手地区景観形成重点地区に指定されており、建築行為や屋外広告物への規制など必要な景観保全の措置が講じられているほか、その他の区域も長崎市景観計画に基づく一般地区として一定の保全措置が講じられている。伝統的建造物

保全措置が講じられている。伝統的建造物群保存地区については、条例で現状変更の規制や保存のための措置が講じられており、引き続き関係法令に基づき、地域住民や民間事業者の理解を得て、重点区域における文化財の周辺環境を保全する。

また、重点区域に係る「景観まちづくりガイドライン」に基づき、建築物や工作物等の修景を推進するとともに、文化財の周辺環境の保全と持続可能な営みの両立を図るために必要な建物用途等の規制緩和に取り組む。

文化財と調和のとれた周辺環境整備として、景観を阻害する電線・電柱や老朽危険空き家、屋外広告物への対策に引き続き取り組むとともに、緑化や回遊路の舗装美装化、広場整備、夜間景観の向上に資するライトアップ設備や街路灯の整備などを、市民との協働により推進する。

【対応する事業】

- 花のあるまちづくり事業（ばらチャレンジ事業）
- グラバー園施設整備事業
- 老朽危険空き家対策事業
- 老朽危険空き家除却費補助事業
- 夜間景観整備事業
- 景観まちづくりガイドライン策定
- 景観支障物件の除却
- グランドデザイン・アクションプランの策定・改訂
- まちなか地区道路整備事業

(P.210)

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

令和 8 年（2026）1 月時点で保存活用計画を策定している旧グラバー住宅、旧オルト住宅、旧リンガー住宅、旧長崎英国領事館については、防火

群保存地区については、条例で現状変更の規制や保存のための措置が講じられており、引き続き関係法令に基づき、地域住民や民間事業者の理解を得て、重点区域における文化財の周辺環境を保全する。

また、重点区域に係る「景観まちづくりガイドライン」の策定を進め、これに基づく建築物や工作物等の修景を推進するとともに、文化財の周辺環境の保全と持続可能な営みの両立を図るために必要な建物用途等の規制緩和に取り組む。

文化財と調和のとれた周辺環境整備として、景観を阻害する電線・電柱や老朽危険空き家、屋外広告物への対策に引き続き取り組むとともに、緑化や回遊路の舗装美装化、広場整備、夜間景観の向上に資するライトアップ設備や街路灯の整備などを、市民との協働により推進する。

【対応する事業】

- 花のあるまちづくり事業（ばらチャレンジ事業）
- グラバー園施設整備事業
- 老朽危険空き家対策事業
- 老朽危険空き家除却費補助事業
- 夜間景観整備事業
- 景観まちづくりガイドライン策定
- 景観支障物件の除却

(P.203)

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

令和 4 年（2022）2 月時点で保存活用計画を策定している旧グラバー住宅、旧オルト住宅、旧リンガー住宅、旧長崎英国領事館については、防火

管理計画に基づく予防措置、火災報知設備や消火設備、避雷設備、防犯設備などの設備整備及び保守管理、自衛消防隊による定期的な消火訓練など、適切な措置を講じる。保存活用計画未策定の文化財建造物についても、保存活用計画に準じて、それぞれの建造物の特性に応じて必要な防災対策を講じるよう努める。

民間所有の文化財においても、大浦天主堂境内に防災・防犯対策のための炎センサー、赤外線センサー、監視カメラ、屋外消火栓の設置や、旧羅典神学校及び旧長崎大司教館への自動火災報知設備等の設置が行われるなど取組みが進められており、引き続き、所有者による防災・防犯対策を促進する。

平成 27 年(2015) 度から重要文化財旧長崎英国領事館、平成 30 年(2018) 度から重要文化財旧グラバー住宅の耐震補強工事を実施した。令和 4 年(2022) 度から旧オルト住宅の耐震診断及び耐震補強工事を実施しており、引き続き耐震化に取り組む。平成 25 年(2013) 度からはグラバー園内の重要文化財を除く歴史的建造物の耐震補強工事を実施している。旧マリア園については、令和 6 年(2024) 度に耐震化工事が完了し、同年 12 月に宿泊施設として開業しており、今後も所有者による耐震化の取組みについて引き続き支援を行う。

伝統的建造物群保存地区は、木造建築が多いことに加え、斜面市街地で道幅も狭く、緊急車両が入らないなど、防災上の課題も少なくない。そこで長崎市では、伝統的建造物群保存地区防災計画策定に向けた環境物件(石垣)の危険度調査を実施している。今後も、その他必要な調査を実施し、伝統的建造物群保存地区の総合的な防災対策に取り組むとともに、火災や自然災害から文化財を保護していくため、消防当局や文化財所有者・管理者、民間事業者、重点区域内の地域住民と連携し、文化財防火デーにお

管理計画に基づく予防措置、火災報知設備や消火設備、避雷設備、防犯設備などの設備整備及び保守管理、自衛消防隊による定期的な消火訓練など、適切な措置を講じる。保存活用計画未策定の文化財建造物についても、保存活用計画に準じて、それぞれの建造物の特性に応じて必要な防災対策を講じるよう努める。

民間所有の文化財においても、大浦天主堂境内に防災・防犯対策のための炎センサー、赤外線センサー、監視カメラ、屋外消火栓の設置や、旧羅典神学校及び旧長崎大司教館への自動火災報知設備等の設置が行われるなど取組みが進められており、引き続き、所有者による防災・防犯対策を促進する。

平成 27 年(2015) 度から重要文化財旧長崎英国領事館、平成 30 年(2018) 度から重要文化財旧グラバー住宅の耐震補強工事を実施している。今後、旧オルト住宅、旧リンガー住宅の耐震診断及び耐震補強工事に順次着手する。平成 25 年(2013) 度からはグラバー園内の重要文化財を除く歴史的建造物の耐震補強工事を実施している。旧マリア園等における所有者による耐震化の取組みについても引き続き支援を行う。

伝統的建造物群保存地区は、木造建築が多いことに加え、斜面市街地で道幅も狭く、緊急車両が入らないなど、防災上の課題も少なくない。そこで長崎市では、伝統的建造物群保存地区防災計画策定に向けた環境物件(石垣)の危険度調査を実施している。今後も、その他必要な調査を実施し、伝統的建造物群保存地区の総合的な防災対策に取り組むとともに、火災や自然災害から文化財を保護していくため、消防当局や文化財所有者・管理者、民間事業者、重点区域内の地域住民と連携し、文化財防火デーにおける予防査察・消防訓練・広報活動などの防災対策を推進していく。また、文化財保護強調週間における、電力事業者による国宝や重要文化財建造物

る予防査察・消防訓練・広報活動などの防災対策を推進していく。また、文化財保護強調週間における、電力事業者による国宝や重要文化財建造物の電気設備点検の結果を文化財所有者・管理者と共有して、適切な対応を行うなど、民間事業者の社会貢献活動とも連携しながら、防災面も含めた文化財への関心を高めていく。

【対応する事業】

- 重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか9棟保存整備事業
- 重要文化財旧グラバー住宅主屋保存整備事業
- 文化財（民間所有）保存整備事業
- グラバー園伝統的建造物耐震対策事業
- 重要文化財旧オルト住宅保存整備事業
- 中島川・寺町地区まちなみ整備事業
- 長崎市まちなか町家等活用事業
- 東山手・南山手地区洋館等活用事業
- 出島復元整備事業

(P.211)

（6）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内では、旧長崎英国領事館の保存修理現場を見学する「文化財めぐり」や、旧グラバー住宅の保存修理現場の様子を外から観察できる展望デッキの整備など、長期に及ぶ保存修理現場を公開することで、市民や来街者に文化財保存の活きた現場を体感してもらい、理解を促す取り組みを行った。また、「出前講座」や「ながさき歴史の学校」の講座を開催し、長崎の歴史についてだれもが気軽に学べ、お互いに教え合える学びの場を提供している。併せて、文化財の保存、周知を図るため、指定文化財等の調査、市民への周知及び文化財の清掃や維持活動等を行う「文化財サポータ

の電気設備点検の結果を文化財所有者・管理者と共有して、適切な対応を行うなど、民間事業者の社会貢献活動とも連携しながら、防災面も含めた文化財への関心を高めていく。

【対応する事業】

- 重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか9棟保存整備事業
- 重要文化財旧グラバー住宅主屋保存整備事業
- 伝統的建造物（民間所有）保存整備事業
- グラバー園伝統的建造物耐震対策事業
- 重要文化財旧オルト住宅保存整備事業

(P.204)

（6）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内では、旧長崎英国領事館の保存修理現場を見学する「文化財めぐり」や、旧グラバー住宅の保存修理現場の様子を外から観察できる展望デッキの整備など、長期に及ぶ保存修理現場を公開することで、市民や来街者に文化財保存の活きた現場を体感してもらい、理解を促す取り組みを行っている。また、増加する外国人旅行者への対応として、長崎市公式観光サイト内に長崎居留地の文化財を紹介するページを多言語で整備したほか、区域内の周遊を促すための多言語パンフレットの作成や、重点区域内の歴史文化施設の展示解説やリーフレットの多言語化にも取り組んでい

一」活動を行っている。

そのほか、増加する外国人旅行者への対応として、長崎市公式観光サイト内に長崎居留地の文化財を紹介するページを多言語で整備したほか、区域内の周遊を促すための多言語パンフレットの作成や、重点区域内の歴史文化施設の展示解説やリーフレットの多言語化にも取り組んでいる。今後も、こうした取り組みを通じた普及啓発・情報発信を推進する。また、観光客や MICE 参加者等の周遊滞在を促進し、消費拡大を図るための取り組みの一つとして、ユニークベニュー（歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場）の拡充に取り組んでおり、グラバー園や出島など重点区域内の歴史的建造物を活用し、イベント、レセプション等の積極的な活用を図るとともに、文化財の価値や魅力を発信していく。

市民団体等においても、東山手・南山手の両地区に組織された町並み保存会を中心とした地域住民により、町並み保存センターを拠点とした伝統的建造物群保存地区の普及啓発に関する活動が行われている。また、大浦青年会を中心とした市民団体で組織された実行委員会により、毎年 9 月中旬に開催される「長崎居留地まつり」では、外国人居留地であった地区の歴史や文化を発信する多彩な取り組みが行われている。区域内にある大浦小学校では、子供たちがまち歩きを通して地域の歴史や洋館の魅力に触れる地域学習の時間を設けているほか、活水女子大学の学生と町並み保存会との協働により、地区内の周遊を促すため、QR コードを介してインターネット上のマップと連携するしおり型の情報ツール「洋館とりっぷ」を作成するなど、重点区域内では、様々な普及・啓発の取り組みが行われている。

今後も、重点区域内の市民団体等と連携しながら、歴史的風致の維持及び向上を図るため、文化財の保存及び活用についての普及啓発活動に取り

る。今後も、こうした取り組みを通じた普及啓発・情報発信を推進する。重点区域内の歴史的建造物をユニークベニューとして活用したイベント、レセプション等の実施にも積極的に取り組み、文化財の価値や魅力の発信と、その保存活動の機運醸成に努める。

市民団体等においても、東山手・南山手の両地区に組織された町並み保存会を中心とした地域住民により、町並み保存センターを拠点とした伝統的建造物群保存地区の普及啓発に関する活動が行われている。また、大浦青年会を中心とした市民団体で組織された実行委員会により、毎年 9 月中旬に開催される「長崎居留地まつり」では、外国人居留地であった地区の歴史や文化を発信する多彩な取り組みが行われている。区域内にある大浦小学校では、子供たちがまち歩きを通して地域の歴史や洋館の魅力に触れる地域学習の時間を設けているほか、活水女子大学の学生と町並み保存会との協働により、地区内の周遊を促すため、QR コードを介してインターネット上のマップと連携するしおり型の情報ツール「洋館とりっぷ」を作成するなど、重点区域内では、様々な普及・啓発の取り組みが行われている。

今後も、重点区域内の市民団体等と連携しながら、歴史的風致の維持及び向上を図るため、文化財の保存及び活用についての普及啓発活動に取り組んでいく。

【対応する事業】

- ながさき歴史の学校事業
- 出前講座
- まちなか賑わいづくり活動支援事業
- 旧浪平小学校跡地広場整備事業
- 案内・誘導サイン整備事業

組んでいく。

【対応する事業】

- ながさき歴史の学校事業
- 出前講座
- まちなか賑わいづくり活動支援事業
- 旧浪平小学校跡地広場整備事業
- 案内・誘導サイン整備事業
- 長崎ランタンフェスティバル事業共催費負担金
- 開港5都市景観まちづくり会議長崎大会実行委員会負担金

(P.212)

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、近世の遺跡を中心に 31 か所があり、ここで開発行為が行われるときは、試掘調査を実施したあと、必要に応じて本調査を実施する。調査によって遺構等が確認された場合は、関係部局や長崎県との連携のもと、適切な保護措置を講じる。

重点区域内は、周知の埋蔵文化財包蔵地となっていない箇所についても、今後新たに遺跡が発見される可能性があることから、開発者に協力を求めるなど、適切な措置を講じていく。

(P.205)

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、近代の遺跡「小曾根鼎山窯跡」1 箇所があり、ここで開発行為が行われるときは、試掘調査を実施したあと、必要に応じて本調査を実施する。調査によって遺構等が確認された場合は、関係部局や長崎県との連携のもと、適切な保護措置を講じる。

重点区域内は、幕末に設置された長崎居留地の範囲内であるため、周知の埋蔵文化財包蔵地となっていない箇所についても、今後新たに遺跡が発見される可能性があることから、開発者に協力を求めるなど、適切な措置を講じていく。

■新旧対応表（第6章）

新	旧
(P.213) 第 6 章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項 1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する方針 長崎市の歴史的風致維持向上施設（地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等）の整備及び管理に関する事業は、目的・内容別に「歴史的建造物の保存・活用に関する事業」、「歴史的建造物の周辺環境保全・形成に関する事業」、「歴史的な営みや活動の継承に関する事業」、「賑わいの創出に関する事業」の4つに分類した。 本市固有の維持及び向上すべき歴史的風致の魅力に、一層磨きをかけていくための取組みの拡充を図り、重点区域内において、歴史的風致維持向上施設の整備と適切な管理に関するハード・ソフト両面の各種事業に取り組んでいく。 整備については、施設や周辺環境の歴史的・文化的な背景や、そこで行われる活動との関係など、その価値を十分に把握したうえで、関係機関、地域住民、関連団体等との協議を適宜行いながら実施するものとし、市民や来訪者が本市の歴史的風致をより身近に感じられるよう整備を行うことで歴史的風致の維持及び向上を図る。 管理については、施設の管理者や関係課、関係機関等と十分な協議や調整のうえ、今後も適切に実施する。また、地域住民や関連団体等との連携による維持管理にも取り組み、必要に応じて、所有者等への指導・助言を行う。以上に加え、「第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針」に基づき、事業を推進する。 なお、事業の実施にあたっては、国や県の補助金制度を有効に活用するよう検討していく。	(P.206) 第 6 章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項 1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する方針 長崎市の歴史的風致維持向上施設（地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等）の整備及び管理に関する事業は、目的・内容別に「歴史的建造物の保存・活用に関する事業」、「歴史的建造物の周辺環境保全・形成に関する事業」、「歴史的な営みや活動の継承に関する事業」、「賑わいの創出に関する事業」の4つに分類した。 本市固有の維持及び向上すべき歴史的風致の魅力に、一層磨きをかけていくための取組みの拡充を図り、重点区域内において、歴史的風致維持向上施設の整備と適切な管理に関するハード・ソフト両面の各種事業に取り組んでいく。 整備については、施設や周辺環境の歴史的・文化的な背景や、そこで行われる活動との関係など、その価値を十分に把握したうえで、関係機関、地域住民、関連団体等との協議を適宜行いながら実施するものとし、市民や来訪者が本市の歴史的風致をより身近に感じられるよう整備を行うことで歴史的風致の維持及び向上を図る。 管理については、施設の管理者や関係課、関係機関等と十分な協議や調整のうえ、今後も適切に実施する。また、地域住民や関連団体等との連携による維持管理にも取り組み、必要に応じて、所有者等への指導・助言を行う。以上に加え、「第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針」に基づき、事業を推進する。 なお、事業の実施にあたっては、国や県の補助金制度を有効に活用するよう検討していく。

2 重点区域における事業

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

- 1-1 重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか9棟保存整備事業
- 1-2 重要文化財旧グラバー住宅主屋及び附属屋保存整備事業
- 1-3 文化財（民間所有）保存整備補助事業
- 1-4 グラバー園伝統的建造物耐震対策事業
- 1-5 景観形成助成金
- 1-6 重要文化財旧オルト住宅保存整備事業
- 1-7 中島川・寺町地区まちなみ整備事業
- 1-8 長崎市まちなか町家等活用事業
- 1-9 東山手・南山手地区洋館等活用事業
- 1-10 出島復元整備事業

(2) 歴史的建造物の周辺環境の保全・形成に関する事業

- 2-1 花のあるまちづくり事業（ばら植栽管理）
- 2-2 グラバー園施設整備事業
- 2-3 老朽危険空き家対策事業
- 2-4 特定空家等除却費補助事業
- 2-5 夜間景観整備事業
- 2-6 景観まちづくりガイドライン策定
- 2-7 景観支障物件の除却
- 2-8 まちなか地区道路整備事業

(3) 歴史的な営みや活動の継承に関する事業

- 3-1 出前講座
- 3-2 ながさき歴史の学校事業
- 3-3 住宅リフォーム支援補助金

2 重点区域における事業

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

- 1-1 重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか9棟保存整備事業
- 1-2 重要文化財旧グラバー住宅主屋及び附属屋保存整備事業
- 1-3 伝統的建造物等（民間所有）保存整備補助事業
- 1-4 グラバー園伝統的建造物耐震対策事業
- 1-5 景観形成助成金
- 1-6 重要文化財旧オルト住宅保存整備事業

(2) 歴史的建造物の周辺環境の保全・形成に関する事業

- 2-1 花のあるまちづくり事業（ばら植栽管理）
- 2-2 グラバー園施設整備事業
- 2-3 老朽危険空き家対策事業
- 2-4 特定空家等除却費補助事業
- 2-5 夜間景観整備事業
- 2-6 景観まちづくりガイドライン策定
- 2-7 景観支障物件の除却

(3) 歴史的な営みや活動の継承に関する事業

- 3-1 出前講座
- 3-2 ながさき歴史の学校事業
- 3-3 住宅リフォーム支援補助金

- 3-4 定住促進空き家活用補助金
- 3-5 空き家・空き地情報バンク制度
- 3-6 地域コミュニティ連絡協議会の設立・運営支援
- 3-7 長崎伝統芸能振興会補助金
- 3-8 長崎くんち踊り会場運営費
- 3-9 長崎ランタンフェスティバル事業共催費負担金

(4) 賑わいの創出に関する事業

- 4-1 まちなか賑わいづくり活動支援事業
- 4-2 旧浪平小学校跡地広場整備事業
- 4-3 案内・誘導サイン整備事業
- 4-4 グランドデザイン及びアクションプランの策定・改定
- 4-5 開港5都市景観まちづくり会議長崎大会実行委員会負担金

- 3-4 定住促進空き家活用補助金
- 3-5 空き家・空き地情報バンク制度
- 3-6 地域コミュニティ連絡協議会の設立・運営支援

(4) 賑わいの創出に関する事業

- 4-1 まちなか賑わいづくり活動支援事業
- 4-2 旧浪平小学校跡地広場整備事業
- 4-3 案内・誘導サイン整備事業

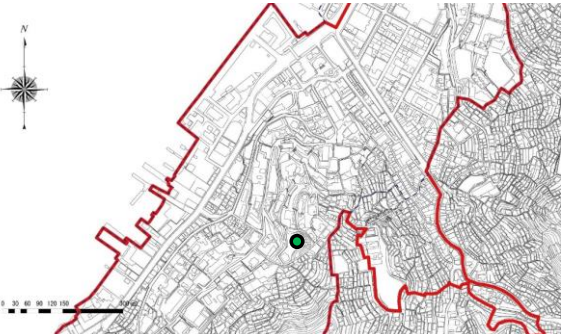
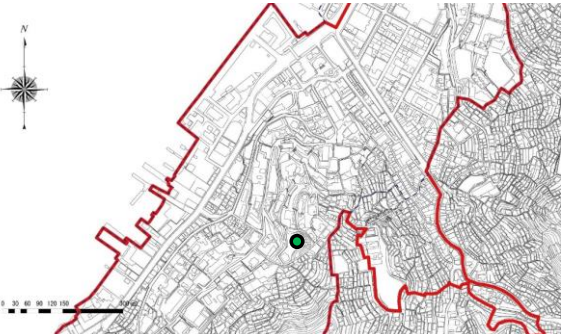
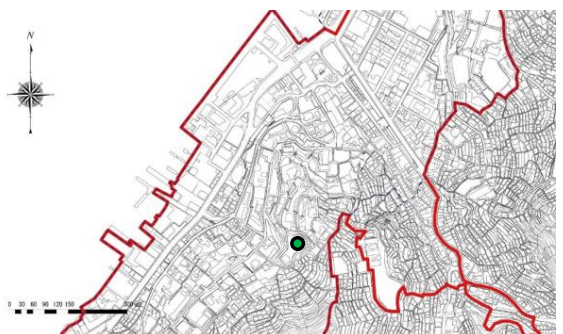
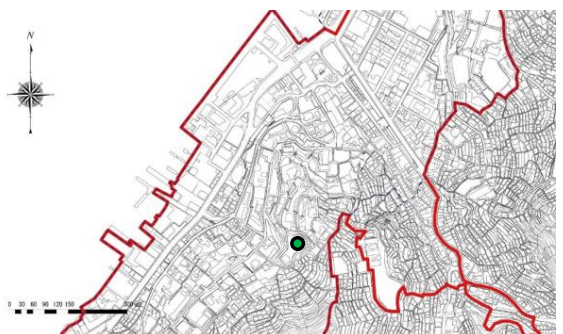
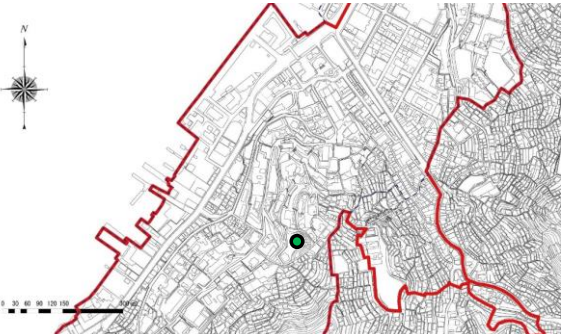
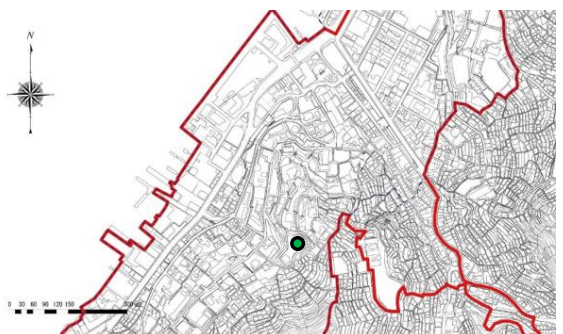
■新旧対応表（第6章）

新	旧
(P.215) 長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致 ○継続 ・1-3 文化財（民間所有）保存整備補助事業 ・2-1 花のあるまちづくり事業（ばら植栽管理） ・4-3 案内・誘導サイン整備事業 ○新規 ・1-9 東山手・南山手地区洋館等活用事業 ○完了 ・2-8 景観支障物件の除却 近世長崎の町人文化にみる歴史的風致 ・1-7 中島川・寺町地区まちなみ整備事業 ・1-8 長崎市まちなか町家等活用事業 ・3-7 長崎伝統芸能振興会補助金 ・3-8 長崎くんち踊り会場運営費 中国文化の伝来にみる歴史的風致 ・3-9 長崎ランタンフェスティバル事業共催費負担金 その他 ○継続 ・1-5 景観形成助成事業（市内全域） ・2-3 老朽危険空き家対策事業（既成市街地） ・2-4 特定空き家等除却費補助事業（市内全域） ・2-6 景観まちづくりガイドライン策定（重点区域全域） ・3-1 出前講座（市内全域） ・3-2 ながさき歴史の学校授業（市内全域） ・3-5 空き家・空き地情報バンク制度（市内全域） ・3-6 地域コミュニティ連絡協議会の設立・運営支援（市内全域） ・4-1 まちなか賑わいづくり活動支援事業（まちなかエリア） ○新規 ・4-4 グランドデザイン及びアクションプランの策定・改定 ・4-5 開港5都市景観まちづくり会議長崎大会実行委員会負担金 ○完了 ・2-5 夜間景観整備事業（環長崎港地域） ・3-3 住宅リフォーム支援補助金（市内全域） ・3-4 定住促進空き家活用補助金（市内全域） 各事業の位置	(P.208) 【重点区域全域】 2-1 花のあるまちづくり事業（ばら植栽管理） 2-6 景観まちづくりガイドライン策定 2-7 景観支障物件の除却 4-3 案内・誘導サイン整備事業 【その他】 1-5 景観形成助成金（市内全域） 2-3 老朽危険空き家対策事業（市内全域） 2-4 特定空き家等除却費補助事業（市内全域） 2-5 夜間景観整備事業（環長崎港地域） 3-1 出前講座（市内全域） 3-2 ながさき歴史の学校授業（市内全域） 3-3 住宅リフォーム支援補助金（市内全域） 3-4 定住促進空き家活用補助金（市内全域） 3-5 空き家・空き地情報バンク制度（市内全域） 3-6 地域コミュニティ連絡協議会の設立・運営支援（市内全域） 4-1 まちなか賑わいづくり活動支援事業（まちなかエリア） 各事業の位置

■新旧対応表（第6章）

新	旧																																
(P.218) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">事業番号 1-3</td></tr> <tr> <td>事業名</td><td>文化財（民間所有）保存整備補助事業</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td>長崎市</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>平成2年度～令和11年度</td></tr> <tr> <td>支援事業名</td><td>国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）</td></tr> <tr> <td>事業箇所</td><td>東山手・南山手伝統的建造物群保存地区</td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td> 東山手・南山手伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物は、幕末から明治時代に建築されたものが多く、定期的な維持補修が必要であることから、伝統的建造物（活水学院本館等）の保存修理・耐震化等を行う。  活水学院本館 </td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td> 東山手・南山手地区を構成する伝統的建造物群は、長崎居留地の歴史的風致と密接に関係する建造物である。民間が所有するこれらの歴史的建造物が保存継承されることは、保存活動の継承やミッション・スクールの活動が維持されるとともに、良好な町並み景観の形成がなされ、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。 </td></tr> </table>	事業番号 1-3		事業名	文化財（民間所有）保存整備補助事業	事業主体	長崎市	事業期間	平成2年度～令和11年度	支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）	事業箇所	東山手・南山手伝統的建造物群保存地区	事業概要	東山手・南山手伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物は、幕末から明治時代に建築されたものが多く、定期的な維持補修が必要であることから、伝統的建造物（活水学院本館等）の保存修理・耐震化等を行う。  活水学院本館	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	東山手・南山手地区を構成する伝統的建造物群は、長崎居留地の歴史的風致と密接に関係する建造物である。民間が所有するこれらの歴史的建造物が保存継承されることは、保存活動の継承やミッション・スクールの活動が維持されるとともに、良好な町並み景観の形成がなされ、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	(P.211) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">事業番号 1-3</td></tr> <tr> <td>事業名</td><td>伝統的建造物等（民間所有）保存整備補助事業</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td>長崎市</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>平成2年度～令和11年度</td></tr> <tr> <td>支援事業名</td><td>国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）</td></tr> <tr> <td>事業箇所</td><td>東山手・南山手伝統的建造物群保存地区</td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td> 東山手・南山手伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物は、幕末から明治時代に建築されたものが多く、定期的な維持補修が必要であることから、伝統的建造物（活水学院本館等）の保存修理・耐震化等を行う。  活水学院本館 </td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td> 東山手・南山手地区を構成する伝統的建造物群は、長崎居留地の歴史的風致と密接に関係する建造物である。民間が所有するこれらの歴史的建造物が保存継承されることは、保存活動の継承やミッション・スクールの活動が維持されるとともに、良好な町並み景観の形成がなされ、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。 </td></tr> </table>	事業番号 1-3		事業名	伝統的建造物等（民間所有）保存整備補助事業	事業主体	長崎市	事業期間	平成2年度～令和11年度	支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）	事業箇所	東山手・南山手伝統的建造物群保存地区	事業概要	東山手・南山手伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物は、幕末から明治時代に建築されたものが多く、定期的な維持補修が必要であることから、伝統的建造物（活水学院本館等）の保存修理・耐震化等を行う。  活水学院本館	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	東山手・南山手地区を構成する伝統的建造物群は、長崎居留地の歴史的風致と密接に関係する建造物である。民間が所有するこれらの歴史的建造物が保存継承されることは、保存活動の継承やミッション・スクールの活動が維持されるとともに、良好な町並み景観の形成がなされ、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
事業番号 1-3																																	
事業名	文化財（民間所有）保存整備補助事業																																
事業主体	長崎市																																
事業期間	平成2年度～令和11年度																																
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）																																
事業箇所	東山手・南山手伝統的建造物群保存地区																																
事業概要	東山手・南山手伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物は、幕末から明治時代に建築されたものが多く、定期的な維持補修が必要であることから、伝統的建造物（活水学院本館等）の保存修理・耐震化等を行う。  活水学院本館																																
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	東山手・南山手地区を構成する伝統的建造物群は、長崎居留地の歴史的風致と密接に関係する建造物である。民間が所有するこれらの歴史的建造物が保存継承されることは、保存活動の継承やミッション・スクールの活動が維持されるとともに、良好な町並み景観の形成がなされ、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																
事業番号 1-3																																	
事業名	伝統的建造物等（民間所有）保存整備補助事業																																
事業主体	長崎市																																
事業期間	平成2年度～令和11年度																																
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）																																
事業箇所	東山手・南山手伝統的建造物群保存地区																																
事業概要	東山手・南山手伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物は、幕末から明治時代に建築されたものが多く、定期的な維持補修が必要であることから、伝統的建造物（活水学院本館等）の保存修理・耐震化等を行う。  活水学院本館																																
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	東山手・南山手地区を構成する伝統的建造物群は、長崎居留地の歴史的風致と密接に関係する建造物である。民間が所有するこれらの歴史的建造物が保存継承されることは、保存活動の継承やミッション・スクールの活動が維持されるとともに、良好な町並み景観の形成がなされ、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																

■新旧対応表（第6章）

新	旧																																
(P.221) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">事業番号 1-6</td></tr> <tr> <td>事業名</td><td>重要文化財旧オルト住宅保存整備事業</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td>長崎市</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>令和4年度～令和8年度</td></tr> <tr> <td>支援事業名</td><td>国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）</td></tr> <tr> <td>事業箇所</td><td> 長崎市南山手町8番  </td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td> 国指定の重要文化財旧オルト住宅について、施設利用者の安全確保のため、保存修理・耐震補強工事を行う。  旧オルト住宅 </td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td> 旧外国人居留地の歴史を伝える歴史的建造物で、公開施設でもある。耐震補強工事を実施することで、良好な町並み景観の形成や長崎の歴史文化の周知に資するとともに、周遊観光に関わる探訪施設でもあることから、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。 </td></tr> </table>	事業番号 1-6		事業名	重要文化財旧オルト住宅保存整備事業	事業主体	長崎市	事業期間	令和4年度～令和8年度	支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）	事業箇所	長崎市南山手町8番 	事業概要	国指定の重要文化財旧オルト住宅について、施設利用者の安全確保のため、保存修理・耐震補強工事を行う。  旧オルト住宅	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧外国人居留地の歴史を伝える歴史的建造物で、公開施設でもある。耐震補強工事を実施することで、良好な町並み景観の形成や長崎の歴史文化の周知に資するとともに、周遊観光に関わる探訪施設でもあることから、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	(P.214) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">事業番号 1-6</td></tr> <tr> <td>事業名</td><td>重要文化財旧オルト住宅保存整備事業</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td>長崎市</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>令和4年度～令和7年度</td></tr> <tr> <td>支援事業名</td><td>国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）</td></tr> <tr> <td>事業箇所</td><td> 長崎市南山手町8番  </td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td> 国指定の重要文化財旧オルト住宅について、施設利用者の安全確保のため、保存修理・耐震補強工事を行う。  旧オルト住宅 </td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td> 旧外国人居留地の歴史を伝える歴史的建造物で、公開施設でもある。耐震補強工事を実施することで、良好な町並み景観の形成や長崎の歴史文化の周知に資するとともに、周遊観光に関わる探訪施設でもあることから、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。 </td></tr> </table>	事業番号 1-6		事業名	重要文化財旧オルト住宅保存整備事業	事業主体	長崎市	事業期間	令和4年度～令和7年度	支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）	事業箇所	長崎市南山手町8番 	事業概要	国指定の重要文化財旧オルト住宅について、施設利用者の安全確保のため、保存修理・耐震補強工事を行う。  旧オルト住宅	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧外国人居留地の歴史を伝える歴史的建造物で、公開施設でもある。耐震補強工事を実施することで、良好な町並み景観の形成や長崎の歴史文化の周知に資するとともに、周遊観光に関わる探訪施設でもあることから、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
事業番号 1-6																																	
事業名	重要文化財旧オルト住宅保存整備事業																																
事業主体	長崎市																																
事業期間	令和4年度～令和8年度																																
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）																																
事業箇所	長崎市南山手町8番 																																
事業概要	国指定の重要文化財旧オルト住宅について、施設利用者の安全確保のため、保存修理・耐震補強工事を行う。  旧オルト住宅																																
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧外国人居留地の歴史を伝える歴史的建造物で、公開施設でもある。耐震補強工事を実施することで、良好な町並み景観の形成や長崎の歴史文化の周知に資するとともに、周遊観光に関わる探訪施設でもあることから、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																
事業番号 1-6																																	
事業名	重要文化財旧オルト住宅保存整備事業																																
事業主体	長崎市																																
事業期間	令和4年度～令和7年度																																
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）																																
事業箇所	長崎市南山手町8番 																																
事業概要	国指定の重要文化財旧オルト住宅について、施設利用者の安全確保のため、保存修理・耐震補強工事を行う。  旧オルト住宅																																
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧外国人居留地の歴史を伝える歴史的建造物で、公開施設でもある。耐震補強工事を実施することで、良好な町並み景観の形成や長崎の歴史文化の周知に資するとともに、周遊観光に関わる探訪施設でもあることから、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																

■新旧対応表（第 6 章）

新	旧																
(P.222) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">事業番号 1-7</td></tr> <tr> <td>事業名</td><td>中島川・寺町地区まちなみ整備助成事業</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td>長崎市</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>平成 22 年度～令和 9 年度</td></tr> <tr> <td>支援事業名</td><td>地域の観光資源充実のための環境整備推進事業 (令和 8 年度～令和 9 年度予定)</td></tr> <tr> <td>事業箇所</td><td> 別図に定める区域  </td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td> 既存の町家の維持、保全及び復元のための工事や、町家等以外の建築物等及び新築する建築物等で町家風外観形成に係る工事の経費の一部について助成を行うもの。 (活用例)   改修前 改修後 </td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td> 町家等が多く、長崎の和風の文化を色濃く残す中島川・寺町地区において、既存の町家の維持、保全及び復元のための工事や、町家等以外の建築物等及び新築する建築物等で町家風外観形成に係る工事の経費の一部について助成を行うことで、当該地区の特徴である町家等を活かした和のまちなみの維持保存につながり、近世長崎の町人文化にみる歴史的風致維持向上に寄与する。 </td></tr> </table>	事業番号 1-7		事業名	中島川・寺町地区まちなみ整備助成事業	事業主体	長崎市	事業期間	平成 22 年度～令和 9 年度	支援事業名	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業 (令和 8 年度～令和 9 年度予定)	事業箇所	別図に定める区域 	事業概要	既存の町家の維持、保全及び復元のための工事や、町家等以外の建築物等及び新築する建築物等で町家風外観形成に係る工事の経費の一部について助成を行うもの。 (活用例)   改修前 改修後	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	町家等が多く、長崎の和風の文化を色濃く残す中島川・寺町地区において、既存の町家の維持、保全及び復元のための工事や、町家等以外の建築物等及び新築する建築物等で町家風外観形成に係る工事の経費の一部について助成を行うことで、当該地区の特徴である町家等を活かした和のまちなみの維持保存につながり、近世長崎の町人文化にみる歴史的風致維持向上に寄与する。	
事業番号 1-7																	
事業名	中島川・寺町地区まちなみ整備助成事業																
事業主体	長崎市																
事業期間	平成 22 年度～令和 9 年度																
支援事業名	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業 (令和 8 年度～令和 9 年度予定)																
事業箇所	別図に定める区域 																
事業概要	既存の町家の維持、保全及び復元のための工事や、町家等以外の建築物等及び新築する建築物等で町家風外観形成に係る工事の経費の一部について助成を行うもの。 (活用例)   改修前 改修後																
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	町家等が多く、長崎の和風の文化を色濃く残す中島川・寺町地区において、既存の町家の維持、保全及び復元のための工事や、町家等以外の建築物等及び新築する建築物等で町家風外観形成に係る工事の経費の一部について助成を行うことで、当該地区の特徴である町家等を活かした和のまちなみの維持保存につながり、近世長崎の町人文化にみる歴史的風致維持向上に寄与する。																

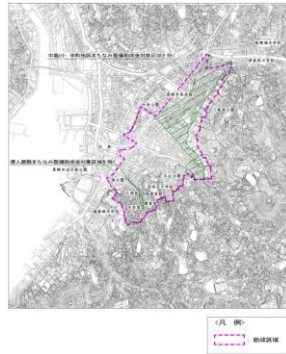
■新旧対応表（第 6 章）

新

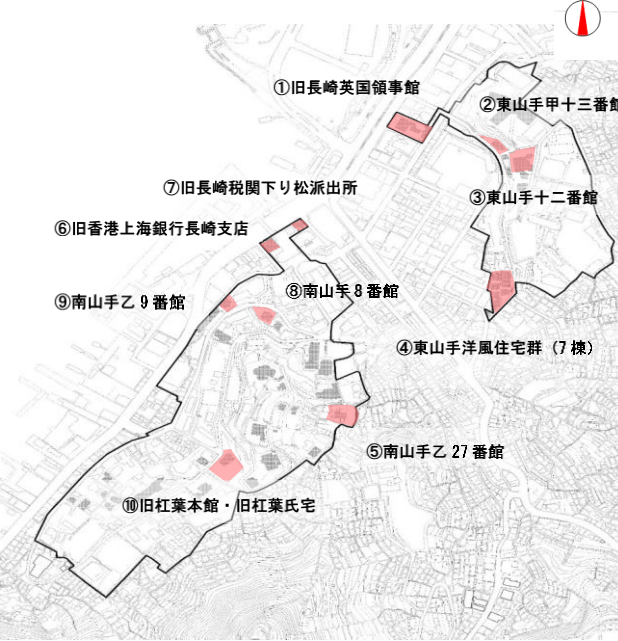
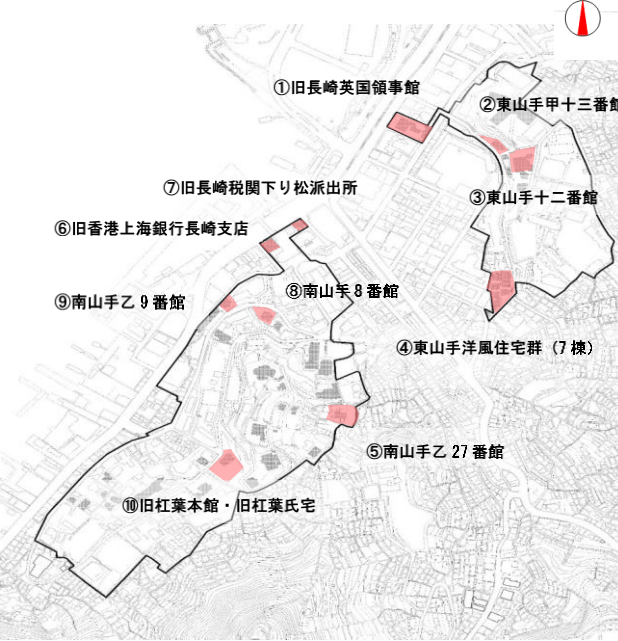
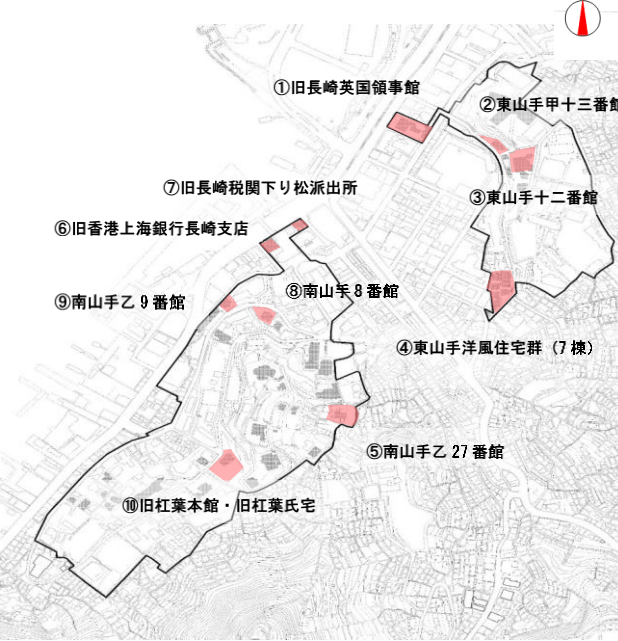
旧

(P.223)

事業番号 1-8

事業名	長崎市まちなか町家等活用事業
事業主体	長崎市
事業期間	令和 2 年度～令和 9 年度
支援事業名	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業 (令和 8 年度～令和 9 年度予定)
事業箇所	別図に定める区域 別図(第 3 巻関係) 
事業概要	町家等を商業活用（小売業、飲食業、宿泊業など）の為に改修を行う事業に対し助成を行うもの。 (活用例) 外壁等の改修等  改修前  改修後
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的建造物である町家等を改修することにより、良好な町並み景観の保全と文化の継承につながる。さらに、歴史的建造物を商業活用することで、地域の活性化が図られ、まちなかの魅力の向上と賑わいの再生をもたらし、中国文化の伝来に見る歴史的風致及び近世長崎の町人文化にみる歴史的風致維持向上に寄与する。

■新旧対応表（第 6 章）

新	旧																
(P.224) <table border="1" data-bbox="174 244 1021 1414"> <tr> <td data-bbox="174 244 365 284"></td><td data-bbox="365 244 1021 284">事業番号 1-9</td></tr> <tr> <td data-bbox="174 284 365 323">事業名</td><td data-bbox="365 284 1021 323">東山手・南山手地区洋館等活用事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="174 323 365 363">事業主体</td><td data-bbox="365 323 1021 363">長崎市</td></tr> <tr> <td data-bbox="174 363 365 403">事業期間</td><td data-bbox="365 363 1021 403">令和 6 年度～令和 11 年度</td></tr> <tr> <td data-bbox="174 403 365 475">支援事業名</td><td data-bbox="365 403 1021 475">地域の観光資源充実のための環境整備推進事業 (令和 8 年度以降予定)</td></tr> <tr> <td data-bbox="174 475 365 515">事業箇所</td><td data-bbox="365 475 1021 515">重点区域内における市有の洋館 10 件</td></tr> <tr> <td data-bbox="174 515 365 1305">事業概要</td><td data-bbox="365 515 1021 1305"> 東山手・南山手地区の魅力、回遊性の向上を図るため、洋館の活用方法の検討を行い、活用する。  </td></tr> <tr> <td data-bbox="174 1305 365 1414">事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td data-bbox="365 1305 1021 1414">グラバー園を除く市有の洋館等 10 件の活用用途を見直し、民間活力の導入を促進することで重点区域内の回遊性が高まり、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr> </table>		事業番号 1-9	事業名	東山手・南山手地区洋館等活用事業	事業主体	長崎市	事業期間	令和 6 年度～令和 11 年度	支援事業名	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業 (令和 8 年度以降予定)	事業箇所	重点区域内における市有の洋館 10 件	事業概要	東山手・南山手地区の魅力、回遊性の向上を図るため、洋館の活用方法の検討を行い、活用する。 	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	グラバー園を除く市有の洋館等 10 件の活用用途を見直し、民間活力の導入を促進することで重点区域内の回遊性が高まり、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	
	事業番号 1-9																
事業名	東山手・南山手地区洋館等活用事業																
事業主体	長崎市																
事業期間	令和 6 年度～令和 11 年度																
支援事業名	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業 (令和 8 年度以降予定)																
事業箇所	重点区域内における市有の洋館 10 件																
事業概要	東山手・南山手地区の魅力、回遊性の向上を図るため、洋館の活用方法の検討を行い、活用する。 																
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	グラバー園を除く市有の洋館等 10 件の活用用途を見直し、民間活力の導入を促進することで重点区域内の回遊性が高まり、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																

■新旧対応表（第 6 章）

新	旧														
(P.225) 事業番号 1-10 <table border="1"> <tr> <td>事業名</td><td>出島復元整備事業</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td>長崎市</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>平成 8 年～令和 11 年</td></tr> <tr> <td>支援事業名</td><td>国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）</td></tr> <tr> <td>事業箇所</td><td> 長崎市出島町 6 番 1 号  </td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td> 国指定史跡「出島和蘭商館跡」の遺構及び遺物の保存を図るとともに、史跡の本質的価値を明確にし、往時の建造物等を史実に基づいて復元を行い、文化・学習施設として整備したうえで、後世に出島の世界的価値を伝えていくことを目的として、復元整備事業を実施している。平成 8 年度に策定した『史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画書』に基づき、19 世紀初頭の出島の街並みを復元することを目指し事業を推進している。 第Ⅰ期、第Ⅱ期及び第Ⅲ期復元整備事業までに完了した 16 棟の復元建物の整備に引き続き、令和 5 年度から第Ⅳ期復元整備事業に着手し、町人部屋 1 棟の復元を行うこととしている。   </td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td> 復元整備事業を実施することで、出島の価値及び魅力を高め、来訪者の増加・回遊促進につながるとともに、良好なまち並み景観の形成やその発信に資することから、長崎市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。 </td></tr> </table>	事業名	出島復元整備事業	事業主体	長崎市	事業期間	平成 8 年～令和 11 年	支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）	事業箇所	長崎市出島町 6 番 1 号 	事業概要	国指定史跡「出島和蘭商館跡」の遺構及び遺物の保存を図るとともに、史跡の本質的価値を明確にし、往時の建造物等を史実に基づいて復元を行い、文化・学習施設として整備したうえで、後世に出島の世界的価値を伝えていくことを目的として、復元整備事業を実施している。平成 8 年度に策定した『史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画書』に基づき、19 世紀初頭の出島の街並みを復元することを目指し事業を推進している。 第Ⅰ期、第Ⅱ期及び第Ⅲ期復元整備事業までに完了した 16 棟の復元建物の整備に引き続き、令和 5 年度から第Ⅳ期復元整備事業に着手し、町人部屋 1 棟の復元を行うこととしている。  	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	復元整備事業を実施することで、出島の価値及び魅力を高め、来訪者の増加・回遊促進につながるとともに、良好なまち並み景観の形成やその発信に資することから、長崎市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	
事業名	出島復元整備事業														
事業主体	長崎市														
事業期間	平成 8 年～令和 11 年														
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）														
事業箇所	長崎市出島町 6 番 1 号 														
事業概要	国指定史跡「出島和蘭商館跡」の遺構及び遺物の保存を図るとともに、史跡の本質的価値を明確にし、往時の建造物等を史実に基づいて復元を行い、文化・学習施設として整備したうえで、後世に出島の世界的価値を伝えていくことを目的として、復元整備事業を実施している。平成 8 年度に策定した『史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画書』に基づき、19 世紀初頭の出島の街並みを復元することを目指し事業を推進している。 第Ⅰ期、第Ⅱ期及び第Ⅲ期復元整備事業までに完了した 16 棟の復元建物の整備に引き続き、令和 5 年度から第Ⅳ期復元整備事業に着手し、町人部屋 1 棟の復元を行うこととしている。  														
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	復元整備事業を実施することで、出島の価値及び魅力を高め、来訪者の増加・回遊促進につながるとともに、良好なまち並み景観の形成やその発信に資することから、長崎市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。														

■新旧対応表（第6章）

新

(P.230)

事業番号 2-5

事業名

事業主体

事業期間

支援事業名

事業箇所

事業概要

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

夜間景観整備事業

長崎市

令和2年度～令和6年度

社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）、社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

環長崎港地域

環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、中・近景及び遠景からの視点による夜間景観整備を行う。本事業においては、夜を歩いて楽しむ中・近景の夜間景観づくりのために、歴史的建造物や観光施設のライトアップと、それらをつなぐ回遊路の街路灯等を整備する。

●ライトアップ2か所

日本基督教団長崎教会、旧香港上海銀行長崎支店記念館

●街路灯4路線

伊勢町大浦町線、大浦町下町1号線、南山手町1号線ほか1路線、南山手町4号線

●整備写真





整備前（祈念坂）整備後（手すり照明設置）

歴史的建造物とその価値に基づき適切にライトアップされ、それらをつなぐ公共空間の灯りも併せて整備を行うことで、夜間景観が向上し、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

旧

(P.219)

事業番号 2-5

事業名

事業主体

事業期間

支援事業名

事業箇所

事業概要

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

夜間景観整備事業

長崎市

令和2年度～令和6年度

社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）、社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

環長崎港地域

環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、中・近景及び遠景からの視点による夜間景観整備を行う。本事業においては、夜を歩いて楽しむ中・近景の夜間景観づくりのために、歴史的建造物や観光施設のライトアップと、それらをつなぐ回遊路の街路灯等を整備する。

●ライトアップ2か所

日本基督教団長崎教会、旧香港上海銀行長崎支店記念館

●街路灯4路線

伊勢町大浦町線、大浦町下町1号線、南山手町1号線ほか1路線、南山手町4号線

●整備イメージ

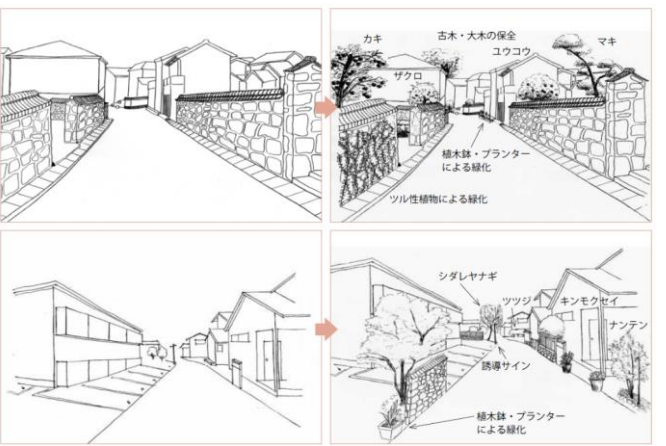
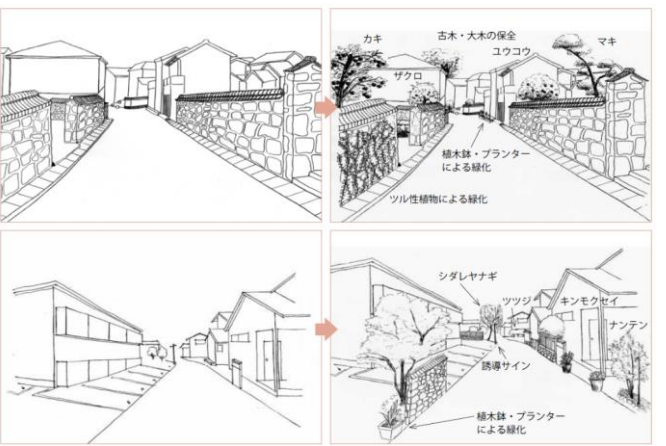
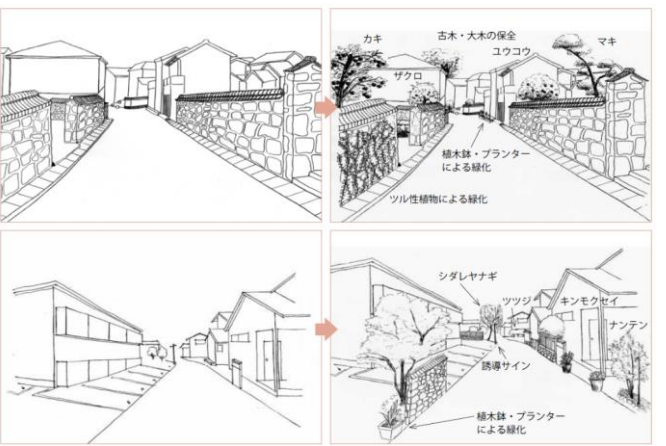




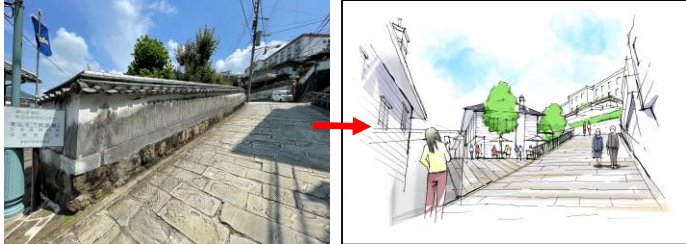
整備前（祈念坂）整備後（手すり照明設置）

歴史的建造物とその価値に基づき適切にライトアップされ、それらをつなぐ公共空間の灯りも併せて整備を行うことで、夜間景観が向上し、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

■新旧対応表（第6章）

新	旧																																
(P.231) <table border="1" data-bbox="159 263 1070 1345"> <tr> <td colspan="2">事業番号 2-6</td></tr> <tr> <td>事業名</td><td>景観まちづくりガイドライン策定</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td>長崎市</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>令和4年度～令和11年度</td></tr> <tr> <td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</td></tr> <tr> <td>事業箇所</td><td>重点区域全域</td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td> 景観に関する既存の規制及び修景基準や推奨事例がまとめられた景観まちづくりガイドラインを策定する。  東山手・南山手地区 景観まちづくりガイドライン（抜粋） </td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td>市民や事業者の景観まちづくりに対する理解が深まり、各種景観の規制が遵守されるとともに修景等の一層の景観形成が図られることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業番号 2-6		事業名	景観まちづくりガイドライン策定	事業主体	長崎市	事業期間	令和4年度～令和11年度	支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	事業箇所	重点区域全域	事業概要	景観に関する既存の規制及び修景基準や推奨事例がまとめられた景観まちづくりガイドラインを策定する。  東山手・南山手地区 景観まちづくりガイドライン（抜粋）	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市民や事業者の景観まちづくりに対する理解が深まり、各種景観の規制が遵守されるとともに修景等の一層の景観形成が図られることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	(P.220) <table border="1" data-bbox="1182 263 2094 1345"> <tr> <td colspan="2">事業番号 2-6</td></tr> <tr> <td>事業名</td><td>景観まちづくりガイドライン策定</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td>長崎市</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>令和4年度</td></tr> <tr> <td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</td></tr> <tr> <td>事業箇所</td><td>重点区域全域</td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td> 景観に関する既存の規制及び修景基準や推奨事例がまとめられた景観まちづくりガイドラインを策定する。  （参考）深堀地区景観まちづくりガイドラインにおける修景基準 </td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td>市民や事業者の景観まちづくりに対する理解が深まり、各種景観の規制が遵守されるとともに修景等の一層の景観形成が図られることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業番号 2-6		事業名	景観まちづくりガイドライン策定	事業主体	長崎市	事業期間	令和4年度	支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	事業箇所	重点区域全域	事業概要	景観に関する既存の規制及び修景基準や推奨事例がまとめられた景観まちづくりガイドラインを策定する。  （参考）深堀地区景観まちづくりガイドラインにおける修景基準	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市民や事業者の景観まちづくりに対する理解が深まり、各種景観の規制が遵守されるとともに修景等の一層の景観形成が図られることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
事業番号 2-6																																	
事業名	景観まちづくりガイドライン策定																																
事業主体	長崎市																																
事業期間	令和4年度～令和11年度																																
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）																																
事業箇所	重点区域全域																																
事業概要	景観に関する既存の規制及び修景基準や推奨事例がまとめられた景観まちづくりガイドラインを策定する。  東山手・南山手地区 景観まちづくりガイドライン（抜粋）																																
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市民や事業者の景観まちづくりに対する理解が深まり、各種景観の規制が遵守されるとともに修景等の一層の景観形成が図られることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																
事業番号 2-6																																	
事業名	景観まちづくりガイドライン策定																																
事業主体	長崎市																																
事業期間	令和4年度																																
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）																																
事業箇所	重点区域全域																																
事業概要	景観に関する既存の規制及び修景基準や推奨事例がまとめられた景観まちづくりガイドラインを策定する。  （参考）深堀地区景観まちづくりガイドラインにおける修景基準																																
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市民や事業者の景観まちづくりに対する理解が深まり、各種景観の規制が遵守されるとともに修景等の一層の景観形成が図られることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																

■新旧対応表（第6章）

新		旧	
(P.232)		(P.221)	
		事業番号 2-7	
事業名	景観支障物件の除却	事業名	景観支障物件の除却
事業主体	長崎市	事業主体	長崎市
事業期間	令和4年度～令和5年度	事業期間	令和4年度～令和11年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業箇所	山手区域	事業箇所	重点区域全域
事業概要	主要な動線や視点場から洋館や港への眺望の支障となっている肥大化した樹木や構造物等の除去を行う。	事業概要	主要な動線や視点場から洋館や港への眺望の支障となっている肥大化した樹木や構造物等の除去を行う。
			
	旧杠葉本館前の整備イメージ		旧杠葉本館前の整備イメージ
事業概要		事業概要	
	東山手洋風住宅群（7棟）前の整備イメージ		東山手洋風住宅群（7棟）前の整備イメージ
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	主要な動線や視点場からの洋館や港への眺望景観が確保されることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	主要な動線や視点場からの洋館や港への眺望景観が確保されることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

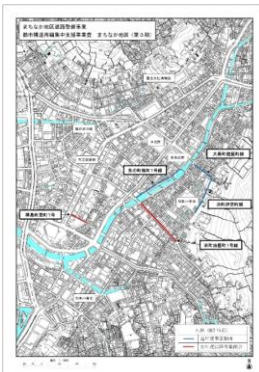
■新旧対応表（第 6 章）

新

旧

(P.233)

事業番号 2-8

事業名	まちなか地区道路整備事業
事業主体	長崎市
事業期間	令和 9 年度～令和 11 年度
支援事業名	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（予定）
事業箇所	重点区域全域 
事業概要	「まちなか再生」の関連事業の一環として、車両及び歩行者の通行における良好な景観の形成と回遊性の向上を図るため、歩車道整備を行う。 （施工例） 市道浜町伊勢町線ほか 1 線道路改良工事【余任】   着工前竣工
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	道路整備等による回遊性の向上、まちなみ整備等による地区の魅力向上に取り組むことで、良好な景観の形成が図られることから、来訪者の回遊が促進され、交流の拡大によるまちなかの賑わいの創出及び歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

■新旧対応表（第 6 章）

新	旧														
(P.240) 事業番号 3-7 <table border="1" data-bbox="224 252 1021 1420"> <tr> <td data-bbox="224 252 398 300">事業名</td><td data-bbox="398 252 1021 300">長崎伝統芸能振興会補助金</td></tr> <tr> <td data-bbox="224 300 398 347">事業主体</td><td data-bbox="398 300 1021 347">長崎伝統芸能振興会</td></tr> <tr> <td data-bbox="224 347 398 395">事業期間</td><td data-bbox="398 347 1021 395">令和 8 年度～令和 10 年度</td></tr> <tr> <td data-bbox="224 395 398 443">支援事業名</td><td data-bbox="398 395 1021 443">地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（予定）</td></tr> <tr> <td data-bbox="224 443 398 941">事業箇所</td><td data-bbox="398 443 1021 941"> 別図に定める区域  </td></tr> <tr> <td data-bbox="224 941 398 1244">事業概要</td><td data-bbox="398 941 1021 1244"> ・長崎伝統芸能振興会を通じて踊町に支援することで、歴史的価値の高い建造物である諏訪神社や八坂神社における奉納踊りの円滑な運営及び伝統芸能の継承を図る。   </td></tr> <tr> <td data-bbox="224 1244 398 1420">事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td data-bbox="398 1244 1021 1420"> 1634 年から開催され、歴史的風致の構成要素である長崎くんちの継承のため、長崎伝統芸能振興会を通じて踊町に対する支援を行っている。 また、国内外観光客向けのホームページにおいて情報発信を行うことで、国内外の誘客にも寄与している。 </td></tr> </table>	事業名	長崎伝統芸能振興会補助金	事業主体	長崎伝統芸能振興会	事業期間	令和 8 年度～令和 10 年度	支援事業名	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（予定）	事業箇所	別図に定める区域 	事業概要	・長崎伝統芸能振興会を通じて踊町に支援することで、歴史的価値の高い建造物である諏訪神社や八坂神社における奉納踊りの円滑な運営及び伝統芸能の継承を図る。  	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	1634 年から開催され、歴史的風致の構成要素である長崎くんちの継承のため、長崎伝統芸能振興会を通じて踊町に対する支援を行っている。 また、国内外観光客向けのホームページにおいて情報発信を行うことで、国内外の誘客にも寄与している。	
事業名	長崎伝統芸能振興会補助金														
事業主体	長崎伝統芸能振興会														
事業期間	令和 8 年度～令和 10 年度														
支援事業名	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（予定）														
事業箇所	別図に定める区域 														
事業概要	・長崎伝統芸能振興会を通じて踊町に支援することで、歴史的価値の高い建造物である諏訪神社や八坂神社における奉納踊りの円滑な運営及び伝統芸能の継承を図る。  														
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	1634 年から開催され、歴史的風致の構成要素である長崎くんちの継承のため、長崎伝統芸能振興会を通じて踊町に対する支援を行っている。 また、国内外観光客向けのホームページにおいて情報発信を行うことで、国内外の誘客にも寄与している。														

■新旧対応表（第 6 章）

新		旧
(P.241)		
	事業番号 3-8	
事業名	長崎くんち踊り会場運営費	
事業主体	長崎市	
事業期間	令和 8 年度～令和 11 年度	
支援事業名	市単独費	
事業箇所	別図に定める区域 	
事業概要	・中央公園、湊公園での奉納踊り披露の場所を提供し、市民や観光客が伝統芸能に触れる機会を創出する。 	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	1634 年から開催され、歴史的風致の構成要素である長崎くんちにおいて、伝統文化を市民や観光客に楽しんでもいただけるよう、踊り会場の提供を行っている。 この伝統芸能に親しむ環境づくりは、町人文化に基づく景観の維持に貢献するとともに、国内外の誘客にも寄与している。	

■新旧対応表（第 6 章）

新	旧														
(P.242) 事業番号 3-9 <table border="1" data-bbox="197 268 996 1439"> <tr> <td data-bbox="197 268 376 316">事業名</td><td data-bbox="376 268 996 316">長崎ランタンフェスティバル事業共催費負担金</td></tr> <tr> <td data-bbox="197 316 376 363">事業主体</td><td data-bbox="376 316 996 363">長崎ランタンフェスティバル実行委員会</td></tr> <tr> <td data-bbox="197 363 376 411">事業期間</td><td data-bbox="376 363 996 411">令和 8 年度～令和 11 年度</td></tr> <tr> <td data-bbox="197 411 376 459">支援事業名</td><td data-bbox="376 411 996 459">市単独費</td></tr> <tr> <td data-bbox="197 459 376 890">事業箇所</td><td data-bbox="376 459 996 890"> 別図に定める区域  </td></tr> <tr> <td data-bbox="197 890 376 1233">事業概要</td><td data-bbox="376 890 996 1233"> 2 月第 1 金曜日からの 17 日間、中国文化の伝来にみる歴史的風致の構成要素である孔子廟、唐人屋敷跡などを会場に、ランタン装飾や龍踊りなどの伝統的なイベントを行う。   </td></tr> <tr> <td data-bbox="197 1233 376 1439">事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td data-bbox="376 1233 996 1439"> 中国文化の伝来にみる歴史的風致を構成する行事として、新地中華街で育まれてきた「春節祭」を起源とする長崎ランタンフェスティバルを開催する。 中国文化やランタンの灯りをテーマとした特色あるイベントを実施するとともに、その魅力を国内外に広く発信することで、観光客誘致に寄与する。 </td></tr> </table>	事業名	長崎ランタンフェスティバル事業共催費負担金	事業主体	長崎ランタンフェスティバル実行委員会	事業期間	令和 8 年度～令和 11 年度	支援事業名	市単独費	事業箇所	別図に定める区域 	事業概要	2 月第 1 金曜日からの 17 日間、中国文化の伝来にみる歴史的風致の構成要素である孔子廟、唐人屋敷跡などを会場に、ランタン装飾や龍踊りなどの伝統的なイベントを行う。  	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	中国文化の伝来にみる歴史的風致を構成する行事として、新地中華街で育まれてきた「春節祭」を起源とする長崎ランタンフェスティバルを開催する。 中国文化やランタンの灯りをテーマとした特色あるイベントを実施するとともに、その魅力を国内外に広く発信することで、観光客誘致に寄与する。	
事業名	長崎ランタンフェスティバル事業共催費負担金														
事業主体	長崎ランタンフェスティバル実行委員会														
事業期間	令和 8 年度～令和 11 年度														
支援事業名	市単独費														
事業箇所	別図に定める区域 														
事業概要	2 月第 1 金曜日からの 17 日間、中国文化の伝来にみる歴史的風致の構成要素である孔子廟、唐人屋敷跡などを会場に、ランタン装飾や龍踊りなどの伝統的なイベントを行う。  														
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	中国文化の伝来にみる歴史的風致を構成する行事として、新地中華街で育まれてきた「春節祭」を起源とする長崎ランタンフェスティバルを開催する。 中国文化やランタンの灯りをテーマとした特色あるイベントを実施するとともに、その魅力を国内外に広く発信することで、観光客誘致に寄与する。														

■新旧対応表（第 6 章）

新	旧														
(P.247) <table border="1"> <tr> <td data-bbox="185 295 383 339">事業名</td><td data-bbox="383 295 1052 339">グランドデザイン及びアクションプランの策定・改定</td></tr> <tr> <td data-bbox="185 339 383 384">事業主体</td><td data-bbox="383 339 1052 384">長崎市</td></tr> <tr> <td data-bbox="185 384 383 429">事業期間</td><td data-bbox="383 384 1052 429">令和 2 年度～令和 11 年度</td></tr> <tr> <td data-bbox="185 429 383 499">支援事業名</td><td data-bbox="383 429 1052 499">地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度予定） 市単独費（令和 9 年度～令和 11 年度）</td></tr> <tr> <td data-bbox="185 499 383 544">事業箇所</td><td data-bbox="383 499 1052 544">重点区域全域</td></tr> <tr> <td data-bbox="185 544 383 1252">事業概要</td><td data-bbox="383 544 1052 1252"> 本計画に基づく計画として、重点区域における地域の課題、将来像、方針、取組みの具体例、推進体制、KPI などを整理した重点区域版の歴史まちづくり計画（グランドデザイン）及びその実施計画（アクションプラン）を官民連携で策定する。グランドデザインについては概ね 5 年、アクションプランについては毎年改定を行う。   長崎居留地歴史まちグランドデザイン及びアクションプラン </td></tr> <tr> <td data-bbox="185 1252 383 1406">事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td data-bbox="383 1252 1052 1406"> グランドデザイン及びアクションプランを策定し、適宜改定することで、事業・取組みについての関係者間での合意形成や進捗管理が推進され、重点区域全域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する。 </td></tr> </table>	事業名	グランドデザイン及びアクションプランの策定・改定	事業主体	長崎市	事業期間	令和 2 年度～令和 11 年度	支援事業名	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度予定） 市単独費（令和 9 年度～令和 11 年度）	事業箇所	重点区域全域	事業概要	本計画に基づく計画として、重点区域における地域の課題、将来像、方針、取組みの具体例、推進体制、KPI などを整理した重点区域版の歴史まちづくり計画（グランドデザイン）及びその実施計画（アクションプラン）を官民連携で策定する。グランドデザインについては概ね 5 年、アクションプランについては毎年改定を行う。   長崎居留地歴史まちグランドデザイン及びアクションプラン	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	グランドデザイン及びアクションプランを策定し、適宜改定することで、事業・取組みについての関係者間での合意形成や進捗管理が推進され、重点区域全域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	
事業名	グランドデザイン及びアクションプランの策定・改定														
事業主体	長崎市														
事業期間	令和 2 年度～令和 11 年度														
支援事業名	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和 8 年度予定） 市単独費（令和 9 年度～令和 11 年度）														
事業箇所	重点区域全域														
事業概要	本計画に基づく計画として、重点区域における地域の課題、将来像、方針、取組みの具体例、推進体制、KPI などを整理した重点区域版の歴史まちづくり計画（グランドデザイン）及びその実施計画（アクションプラン）を官民連携で策定する。グランドデザインについては概ね 5 年、アクションプランについては毎年改定を行う。   長崎居留地歴史まちグランドデザイン及びアクションプラン														
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	グランドデザイン及びアクションプランを策定し、適宜改定することで、事業・取組みについての関係者間での合意形成や進捗管理が推進され、重点区域全域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する。														

■新旧対応表（第 6 章）

新	旧														
(P.248) 事業番号 4-5 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="179 319 376 370">事業名</td><td data-bbox="376 319 1066 370">開港 5 都市景観まちづくり会議長崎大会実行委員会負担金</td></tr> <tr> <td data-bbox="179 370 376 421">事業主体</td><td data-bbox="376 370 1066 421">長崎市</td></tr> <tr> <td data-bbox="179 421 376 472">事業期間</td><td data-bbox="376 421 1066 472">令和 8 年度</td></tr> <tr> <td data-bbox="179 472 376 523">支援事業名</td><td data-bbox="376 472 1066 523">地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（予定）</td></tr> <tr> <td data-bbox="179 523 376 574">事業箇所</td><td data-bbox="376 523 1066 574">重点区域全域</td></tr> <tr> <td data-bbox="179 574 376 1200">事業概要</td><td data-bbox="376 574 1066 1200"> 本大会は、安政 5 年に日米修好通商条約により開港に指定された 5 都市（函館、新潟、横浜、神戸、長崎）の市民団体が集い、景観・歴史・文化・環境などを大切に守り、愛着をもって育て、個性豊かで魅力あるまちづくりを行うため、お互いに情報を共有し合い、課題を協議し、まちづくりの推進に資することを目的とした会議である。 開催都市は各都市を毎年巡回し、基調講演や分科会（まち歩きなど）を通して、開港 5 都市のまちづくりの状況の報告や意見交換を行い、他都市のまちづくりに関わる団体との交流できる貴重な機会となっている。   令和 7 年度 神戸大会の様子 </td></tr> <tr> <td data-bbox="179 1200 376 1359">事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td data-bbox="376 1200 1066 1359"> 本大会を開催することで、各都市のまちづくりの取り組みの事例やノウハウ等を共有することで、長崎市の特徴的な歴史的風致の維持及び向上に向けた新たなアイデアや、ネットワークづくりなどの取り組みの契機となる。 </td></tr> </table>	事業名	開港 5 都市景観まちづくり会議長崎大会実行委員会負担金	事業主体	長崎市	事業期間	令和 8 年度	支援事業名	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（予定）	事業箇所	重点区域全域	事業概要	本大会は、安政 5 年に日米修好通商条約により開港に指定された 5 都市（函館、新潟、横浜、神戸、長崎）の市民団体が集い、景観・歴史・文化・環境などを大切に守り、愛着をもって育て、個性豊かで魅力あるまちづくりを行うため、お互いに情報を共有し合い、課題を協議し、まちづくりの推進に資することを目的とした会議である。 開催都市は各都市を毎年巡回し、基調講演や分科会（まち歩きなど）を通して、開港 5 都市のまちづくりの状況の報告や意見交換を行い、他都市のまちづくりに関わる団体との交流できる貴重な機会となっている。   令和 7 年度 神戸大会の様子	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本大会を開催することで、各都市のまちづくりの取り組みの事例やノウハウ等を共有することで、長崎市の特徴的な歴史的風致の維持及び向上に向けた新たなアイデアや、ネットワークづくりなどの取り組みの契機となる。	
事業名	開港 5 都市景観まちづくり会議長崎大会実行委員会負担金														
事業主体	長崎市														
事業期間	令和 8 年度														
支援事業名	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（予定）														
事業箇所	重点区域全域														
事業概要	本大会は、安政 5 年に日米修好通商条約により開港に指定された 5 都市（函館、新潟、横浜、神戸、長崎）の市民団体が集い、景観・歴史・文化・環境などを大切に守り、愛着をもって育て、個性豊かで魅力あるまちづくりを行うため、お互いに情報を共有し合い、課題を協議し、まちづくりの推進に資することを目的とした会議である。 開催都市は各都市を毎年巡回し、基調講演や分科会（まち歩きなど）を通して、開港 5 都市のまちづくりの状況の報告や意見交換を行い、他都市のまちづくりに関わる団体との交流できる貴重な機会となっている。   令和 7 年度 神戸大会の様子														
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本大会を開催することで、各都市のまちづくりの取り組みの事例やノウハウ等を共有することで、長崎市の特徴的な歴史的風致の維持及び向上に向けた新たなアイデアや、ネットワークづくりなどの取り組みの契機となる。														